

平成29年第7回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年9月20日（水曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	9月20日 10時00分 島袋義範議長宣言			
散 会	9月20日 16時37分 島袋義範議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	島 袋 義 範 議 員	7	渡久地 政 雄 議 員
	2	島 袋 勉 議 員	8	亀 里 敏 郎 議 員
	3	山 城 善 彦 議 員	9	知 念 一 邦 議 員
	5	内 間 広 樹 議 員	10	名 嘉 實 議 員
	6	知 念 一 吉 議 員	11	内 田 竹 保 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 査 知 念 一 史 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	内 間 常 喜 君
	政策調整室長	宮 城 弘 和 君	建 設 課 長	金 城 和 廣 君
	教育行政課長	新 城 米 広 君	建 設 課 参 事	知 念 利 次 君
	会 計 管 理 者	宮 里 政 喜 君	農 林 水 産 課 長	知 念 吉 久 君
	公 営 企 業 課 長	東 江 民 雄 君	福 祉 課 長	亀 里 裕 治 君
	商 工 観 光 課 長	万 寿 祥 久 君	住 民 課 長	西 江 忍 君
	医 療 保 健 課 長	大 城 強 君	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	島 袋 英 樹 君
	総務課長補佐	山 城 直 也 君		
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成29年第7回伊江村議会定例会議事日程（第1号）

平成29年9月20日（水）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（7番 渡久地政雄・8番 亀里敏郎）
第2		会期決定の件
第3		議長の諸般の報告
第4		村長の行政報告
第5		一般質問
第6	報告第7号	平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の提出について
第7	選挙第1号	選挙管理委員及び補充員の選挙について
第8	同意第4号	農業委員の任命について
第9	議案第48号	伊江村地域福祉計画策定委員会設置条例の制定について
第10	議案第49号	伊江村障害者計画策定委員会設置条例の制定について
第11	議案第53号	村民レク広場備品購入の契約について

○ 議長 島袋義範君

ただいまから、平成29年第7回伊江村議会定例会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって7番 渡久地政雄議員、8番 亀里敏郎議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの3日間にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、3日間に決定しました。

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告が、お手元に配りました写しのおり提出されています。

次に私の主な出張について報告します。

8月25日、平成29年度の北部広域市町村圏事務組合と公立大学法人名桜大学との懇談会が、名護市の名桜大学で開催され出席いたしました。

8月29日から30日、平成29年度奄美・やんばる広域交流推進協議会が、沖永良部の和泊町で開催され出席いたしました。

8月31日、北部市町村議会議長会臨時総会が名護市の北部会館で開催され出席いたしました。

9月4日、大分空港に緊急着陸したオスプレイが、伊江島補助飛行場へ緊急着陸した機と同一機であることから、村長とともに沖縄防衛局へ抗議行動を行いました。

9月10日、宮城県で開催されました第11回全国和牛能力共進会へ全議員で視察及び激励を行ってまいりました。

これで私の諸般の報告を終わります。

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

おはようございます。平成29年第7回伊江村議会定例会を招集しましたところ、全議員の御出席をいただき、まことにありがとうございます。それでは行政報告を行いたいと思います。

1点目、伊江村青少年活動資金造成ゴルフコンペについてであります。児童生徒の県外海外等に役立てる資金造成ゴルフコンペを8月11日から27日までの間、伊江島カントリークラブにおいて開催いたしました。209名の参加者と村内外45社の企業の方々の寄附金とあわせて、総額68万4,500円の資金造成をすることができました。参加協力いただきました企業並びに村民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

2点目のオスプレイの大分空港への緊急着陸に伴う抗議要請、8月29日の午後6時45分ごろ、MV-22オスプレイが大分空港に緊急着陸する事案が発生をいたしました。今回、緊急着陸したオスプレイが6月に伊江島補助飛行場に緊急着陸した機体と同機との報道があり、本村でも日常的に訓練を実施していた機体の可能性もあることから、村民に衝撃と動揺が広がっており、大変遺憾に思っております。これまで事故が起きるたびに、再発防止と安全管理の徹底を申し入れておりますが、同様の事案が繰り返し発生していることは、米軍の航空機整備体制、安全対策等について、疑念と不信感を抱かざるを得ません。今回の事故の究明と再

発防止策が講じられるまで、オスプレイの訓練を中止するとともに、安全管理の徹底と事故原因の早急な公表を米軍に強く申し入れていただくよう、9月4日に沖縄防衛局において中嶋局長へ、島袋義範村議会議長とともに、抗議要請を行ってまいりました。

3点目、全国和牛能力共進会の結果報告についてでございます。平成29年9月7日から11日にかけて宮城県仙台市において開催をされました第11回全国和牛能力共進会に、沖縄県代表牛として出品第5区繁殖雌牛群部門において、西江上区、山城和彦氏のような号、東江前区、内田徹氏のりいな号、東江上区、新城茂光氏のみつふく1号、真謝区、石川清安氏のくうかい号の計4頭が出品され、全国18都道府県から選別された優良雌牛群の中から優等賞7席の上位入賞の成績をおさめております。このことは、本村の肉用牛生産者の日々の取り組みと、卓越された管理技術の賜物であると同時に、畜主の皆様をはじめ、関係者の長い期間における取り組みの成果であり、心からお礼と感謝を申し上げるものであります。また、議会をはじめ、多くの皆さんが大会会場に激励に駆けつけていただきまして、まことに感謝を申し上げる次第であります。なお、お手元に成績表を配付しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思いますと思っております。

4点目、児童生徒の活躍状況について、第30回全日本少年すもう大会、九州予選会が9月8日、鹿児島県において開催され、西小学校4年生の山城真捺君が個人戦で見事3位入賞を果たし、12月3日に行われる全国大会への派遣が決定をしております。今後の活躍に期待をしたいと思います。

5点目に、私の県外出張について、報告を申し上げます。先ほど報告をいたしました第11回全国和牛能力共進会の参加とあわせて、9月8日から12日にかけて実施をされました。村議会、経済公営事業委員会、知念一邦委員長を含め、5名の議員の皆さんとともに所管事務調査に万寿商工観光課長を伴い、同行をさせていただきました。今回の所管事務調査では、9日は宮城県南三陸町の震災復興状況、グランディ・21 宮城県総合運動公園を視察をし、その後、山形県に移動し、雌牛購入など、村の畜産振興に大いに貢献をされておりますスカイファーム、尾崎社長、JAみちのくの幹部の皆さんと意見交換、あるいは交流を深めてまいっております。

翌10日は、スカイファームおざき、牛舎施設の視察後、宮城県の全共会場に入り、本村出品牛が出場する第5区の審査の状況を見守りながら、応援と激励、あるいは畜主の激励を行っております。

11日には、今年2月に本村で野球部の合宿を実施していただきました日立製作所を表敬訪問し、野球場、選手寮等を視察し、午後からは茨城県において、外国人就労関係で派遣会社グリーンビジネス協同組合や、外国人受け入れ農家の加工場及び圃場を視察して、翌日12日に帰任をいたしました。

今回、同行をさせていただいた視察研修を通して、市町村の規模あるいは地理的条件、気象条件の違いはあると思いますが、今後の村政の施策に生かすよう、今後も取り組みに努力をしてまいりたいというような思いを強くして、帰ってきたところであります。

6点目、建設事業執行状況報告について、先の臨時議会後の建設事業の執行状況については、配付をいたしました資料のとおり、工事1件、委託業務2件、備品購入1件、計4件を執行しておりますので、報告をさせていただきます。

以上で、行政報告とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第5 一般質問を行います。

通告順次、発言を許します。

8番 亀里敏郎議員の登壇を許します。8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

それでは通告に従いまして2件の一般質問をさせていただきます。

まず1点目の、昭和・平成時代の伊江島出身者、著名人名鑑の発刊についてでございます。

2017年6月9日天皇の生前退位特例法が、参院本会議で200年ぶりに可決され、2018年12月か、2019年3月に皇位継承が実現すると思われまふ。この日程につきましては、去った9日のを記載してあります。

明治以後は、一世一元となり1979年公布の元号法も、皇位の継承があつた場合に限り改めると規定されております。平成時代も残りわずかとなりました。新たな年号を契機に、昭和・平成時代に活躍し、伊江島を盛り上げた、教育・文化・経済・国県職員、スポーツなど、あらゆる分野を網羅した、名鑑を発刊してはと切望しておりますが、御見解を伺いたいと思ひます。

2点目の、自治体で働く一般職の非常勤職員に期末手当（ボーナス）と一般職非常勤職員として、フルタイムで働く人の、退職手当の支給についてでございます。

5月12日、沖縄タイムス紙面に、非常勤職員にもボーナス地方自治法改正、格差解消を図るとの記事がありました。概要はもう既に御承知とは思ひが、自治体で働く一般職の非常勤職農に、期末手当（ボーナス）を支給できるように5月11日の衆院本会議で可決成立してあります。

施行は2020年4月1日、東京オリンピックの年となる。なお、改正法は一般職非常勤職員としてフルタイムで働く人は、退職手当も支給できると明記してあります。

施行までは時間的余裕は十分あるが、現時点での改正法への対応についての御見解をお伺ひしたいと思ひます。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

亀里敏郎議員の1点目「昭和・平成時代の伊江島出身者、著名人名鑑の発刊について」の御質問にお答えをいたします。

お説のとおり、天皇退位の特例法が6月9日に可決・成立し、2018年末には、現在の天皇から皇太子さまへの即位がなされる方向で法整備が進められてありますことは御承知のとおりであります。200年ぶりとも言われる「生前退位」が実現すれば、「平成」の時代も残すところあとわずかとなりますので、趣旨に理解しつつも、一抹の寂しさを感じるところでございます。

さて、議員お説の「伊江島出身者、著名人名鑑」に類する資料を調査したところ、平成元年に琉球新報社が発刊した「沖縄スポーツ人国記」がござひます。著者は伊江村出身者で名スプリンター、元伊江村郷友会会長も歴任された玉城 忠氏で、陸上競技のみならず、屋内スポーツや球格技など、スポーツ全般で活躍した県内の名選手を市町村別に詳細に記録した書籍で、現在でもスポーツ関係者に愛読されている資料の一つと考えてあります。

また、県内を網羅した「人国記」には、同じく琉球新報社が編集・発刊した「沖縄人国記」があり、伊江村の欄には「阿波根昌鴻氏、興那嶺為守氏、永山寛雄氏」ら8名が記載をされてありますが、村民目線で見ると、他にも著名な方はおられるのではないかと思ひる一面もござひます。

近年、伊江村史の他に村内各種団体において「記念誌発刊」の機運が高まりを見せ、平成5年には、伊江村農協と伊江漁協がそれぞれ「記念誌」を発刊しているほか、記憶に新しいところでは「民俗芸能保存会結成40周年記念誌」「葉たばこ栽培55周年記念誌」など、組織の発足から今日までの足跡はもとより、組織を支えてきた歴代役員の名簿、有志の方々の回想録や座談会などを織り交ぜた特色ある魅力的なものばかりでございます。

このようなことから、著名人名鑑の発刊については、その意義は理解できますが、「著名人の定義」につ

いての線引きが曖昧なことや、政治、経済、文化、スポーツ界等、各方面での著名人の情報を収集し調査・編集・確認を行うためには、専門的知識を有し、地元の実情を熟知した人材が相当数必要となり、それらを統率する卓越した能力や経験を持った有識者の確保も必要となり、現状においては多くの課題があると思料をいたします。

そのことから、行政主導の編集よりも民間主導による個別の記念誌編集を進める中で「伊江島出身の著名人」の記録を絡めて編纂されていくことのほうが、より迅速に自由度の高い特色ある名鑑となるのではないかと考えている次第でございます。

2点目「自治体で働く一般職の非常勤職員に期末手当（ボーナス）と、一般職非常勤職員としてフルタイムで働く人の、退職手当の支給について」の御質問にお答えをいたします。

お説のとおり、地方自治体の一般職の非常勤職員に期末手当（ボーナス）を支給できるようにする「地方公務員法及び地方自治法の改正法」が、国会において可決成立し、5月17日に公布をされました。

これは、全国の自治体で増えている非常勤職員の待遇改善により、正規・非正規の賃金格差を是正する「同一労働、同一賃金」の実現にむけた一環であり、2020年（平成32年度）からの施行となります。

同改正法の中では、事務補助などに当たる一般職の非常勤職員について「会計年度任用職員」を創設することにより、その任用・勤務条件の統一的な取扱いの明確化を図ることにしており、一定要件を満たせば「期末手当」「時間外・休日勤務手当」「退職手当」等が支給できることとされております。

さて、本村においてはこれまで、いわゆる「非常勤職員」の処遇を、「臨時職員に関する規則」等において定めており、ここ数年で「賃金のアップ」や「有給休暇」の導入等、年次的に改善を図ってまいりました。さらに、4次にわたる伊江村行政改革大綱に基づいて、正規職員については「定員適正化計画」を策定し、組織において、最適と考える任用・勤務形態の人員構成を図ってまいりました。一方で、保健師等の有資格者や能力経験の豊富な非常勤職員についても、「嘱託職員に関する規則」を制定して相応の月額給与を支給するなど、改善を図ってきた経緯もでございます。

改正法施行まで2年余りあるとはいえ、働き方改革に向けた国を挙げた大きな制度改正であり、関係条例の制定、人事・給与システム等の改修会計年度任用職員の募集と採用など、取り組むべき課題は多くあります。今後も総務省からの「制度解説やマニュアル」等を踏まえ、しっかりと情報収集に努めていくとともに、本改正法に則した非常勤職員等の任用ができるよう対応してまいりたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

あまり曖昧な答弁で、すっきりとはしておりませんが、でも私の質問と、皆さんの行政としての考え方が少しだけ誤差があるような気がしてなりません。

2回目の質問をさせていただきます。伊江村では、これまでに伊江村史、伊江村議会史、サブタイトルは「海の道変遷記」、船舶運航事業85周年記念誌、そして記録写真集、サブタイトルが「いーじま レンズがとらえたなつかしの伊江島」ですね。それから伊江中学校創立50周年記念、サブタイトルで「にーばな森」ですね。それから伊江小学校創立120周年記念誌、サブタイトルは「はーみ毛」ですね。それから西小創立40周年記念誌、「源深流遠」などです。数多くの記念誌が発刊されていることは、御承知と思います。

それから答弁書にあります玉城 忠氏のスポーツ人国記ですか。これ私は持っています。このほか、各記念誌は本当に伊江島の歴史とか、経済、そして生活様式の変遷を知る上で、大変貴重な記念誌であります。私は重宝して、暇なときには読ませていただいております。

このたびの私の質問は、伊江島にいる伊江島で生まれて、伊江島で生活してきた、そして今も生きておら

れる人物を主眼としたこの天皇の生前退位の記念と、「昭和・平成」時代の節目に、伊江島名鑑、突出した有名人ばかりではないということを確認していただければと思います。名鑑を発刊することによって、伊江島の将来を担う、島の子どもたちがふるさとへの誇りを、より強く持つとともに、伊江島名鑑に登場する先達に追いつこう、そして追い越してやろうという気概を奮い立てることだと、私は思います。こうすることによって、伊江島のさらなる展望につながるんだと、私は確信していますが、この件については、村長はどうお考えでしょうか。皆さんは、余りにも有名人だけをやっていますけれども、そうじゃなくて、もっともっと平凡に、そういう名鑑はいかがでしょうかということなんです。どうでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

亀里議員の今回のこの一般質問の趣旨等については、2回目の質問で若干、1回目のこの質問要旨とは違う側面からの部分も含まれていると理解をしたところであります。一般的に著名人、1回目の質問でも答えておりますが、著名人と定義ということになると、それぞれに多くの皆さんがその方について理解をしているという部分に、社会全般的にいろいろな分野がありますが、そういう部分で多くの皆さん、村民でもよろしいですし、また県民の中でも伊江島の方でそういう方がそういうスポーツ、あるいは財界、あるいは政治の中で、教育関係者の中で、ある程度の認識をされているという方を著名人というような認識のもとに、この1回目の答弁書は述べさせていただいているところであります。そういうことで、玉城 忠氏のこのスポーツ人国記についても、それなりに県の大会、あるいは大会で活躍した方々を、市町村別に列記をされておりますが、その中ではやはり伊江村についても、伊江村の中でしかこうこの人を広く周知されている方もいらっしゃると思いますので、その辺の部分は若干、こう2回目の御質問の部分も踏まえた玉城 忠氏のスポーツ人国記で少なからず反映をされていると思っております。

ただ、やはり著名人の名鑑の発刊ということになっておりますので、その辺になりますと、私たちも1回目の質問では著名人、ここに書いてあるように、その辺の定義、要するにどこで線引きをして、その方をこの名鑑をつくったときに、同じような活躍をされている方々がほかにもいたというような部分が、こう可能性が非常に高いというようなことを踏まえて、1回目の答弁になっております。そういう意味では、ここに書いてあるとおり、亀里議員のこの趣旨のもとに、この辺の部分が発刊されるというものであれば、行政としての主導よりは、民間で造詣が深い方々に主体的に編集に当たっていただいて、村として財政的な部分も含めて、あるいは人的な部分も含めて、発刊したほうが、より特色ある。そして私が申し上げているような、その辺の漏れ等がないような、より特色ある内容の濃い、スポーツ人、著名人名鑑が発刊されるのでないかというような意味合いのものでありまして、決してそういう部分は必要ありませんという部分ではありませんが、この発刊の要するに、編纂・発刊する方法論的部分として、民間主導でやって、行政としては先ほども申し上げましたが、支援していくという体制の構築のほうが、より内容の濃い亀里議員が2回目の御質問でも申し上げられたことも含めて、そういう著名人の名鑑が発刊されるのではないかというような意味合いの答弁で、理解していただければ、ありがたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

私もこのタイトルを見つかるたびに、伊江島出身の目立った人にしようか。いろいろと考えました。したらこれ著名人名鑑、名鑑といふとこの辞書を調べると何か、主だった人の名前を載せるということらしいですよ。だから著名人という定義等、曖昧なところもありますけど、もっと平たく考えて、一般、伊江村の

出身の著名人というのは総理大臣も出ていませんよ。そのランクの著名人。例えば、もっと平たく言いますと、子どもたちに夢を与えるために、わずか22キロ、こうして人口が4,600人と小さい島でも甲子園に行けるんだよと、子どもたちがね。

そして国家公務員も誰でもできるんだよと。そして国の公認会計士もできるんだと、そういうぐらいの著名人ということを私は言いたいです。はっきり言いますとですね。そして皆さんが見ている、この下7行目ぐらいから、「地元の実情を熟知した人材が相当数必要となり、それを統率する卓越した能力や経験を持った有識者の確保も必要となり、現状においては多くの課題があると思料いたします。」と書いています。私に言わすと、すごい残念でたまりません。伊江村の行政はそのぐらいの範囲しか認識しかないかということを感じます。伊江島の職員みんな優秀ですよ、伊江島には実際いっぱいいますよ。決してこれをするに、特別な技能とか、そういったものは必要ないと私は思います。

過去に有名いるんじゃないですか、例えば教育委員を卒業された方とか、教育委員長を歴任された方とか、いろいろいるじゃありませんか。スポーツにおいては、忠先生は年ですけれども、別にもいるじゃないですか。そのぐらい募って、そういう伊江島の際立った人の名鑑をつくらうやと、そういうことで設立委員会でも設置して、検討していければと。余りにも皆さん、何か私が言いますと、大変失礼な言い方ですけど、「名鑑を自分たちで発刊したくない」ということを理由づけのような気がして、私たまらないんですけど、少しいたたまれないことで、3回目の質問をしておりますけれども、その辺いかがでしょうかね。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

2回目の御質問にもお答えをさせていただきましたが、決して3回目の亀里議員がおっしゃられているような、側面での回答ではございません。著名人の範囲という部分の違いはありましても、やはり名鑑という部分でその辺の書籍を発刊していく中には、人的な部分、あるいはその編集をしていく中での作業的な編集作業量の部分をこの中で、少し仰々しく書いてはありますが、そういう部分の編集作業、あるいは人的確保が必要だという部分を、ここに述べさせているということで理解をしていただきたいと思います。

私はこの一般質問を受けたときに、まず私の考えは、著名人というのは、これまでの中では、村政功労を受賞されていた方々がいますから、それを基本ベースに、先ほどこう亀里議員がおっしゃられたような分野ですね。高校野球、あるいは国家公務員にも多くの優秀な方が、会計検査院では幹部、局長までなされた島出身者もいます。まずその辺の部分を広く、後輩たちに、島の先輩には、そういう優秀な方々が輩出しているという部分を、この著名人名鑑ですか。そういう中で広く知らしめて、後輩の目標あるいは夢とかを支援していくような、書籍という部分の考え方でのその辺の発刊であれば、そういう部分での村としての役割も果たせるというふうに思っております。先ほども申し上げましたが、著名人発刊という部分で、若干、私たちとしても構えたところからの、その辺の考え方にならざるを得なかったという部分も含めて、これまでの答弁ということになっております。もっと平たく、広くその辺の部分を、将来の伊江島、あるいは日本、あるいは世界に有していく島の子どもたちに、これまで多くの分野でこういう小さい伊江島から、雄飛して、活躍していた先達・先輩がいるという部分を、広く示していくような、名鑑の発刊という部分であれば、今後内部で検討をさせていただければというふうに思います。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

私のこの名鑑も、これは行政の判断に任せて、私の名鑑は少し平たい名鑑でしたね。改めてさせていただ

きたいと思います。

先ほど、民間主導で、そういうのを編成したほうがいいんじゃないかとありました。そしてそのときには、行政としても、経費的なことを支援していきたいとおっしゃいましたが、その発刊について、いかにこうシンプルな記念誌を発刊するとしても、どうしても先ほども言いましたように人的な経費とか、その他のもろもろの経費が想定されるわけです。その際に、この予算の捻出といいたいでしょうか。それについては、どのようなお考えを持っているのか。もし、発刊するとして、どのようなお考えを持っているか、お伺いします。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

先ほどの亀里議員の費用的なものに答える前に、著名人名鑑という部分で、先ほど来、申し上げておりますが、先に申し上げればよかったんですが、その著名人の範囲、定義がこう曖昧という部分もありますから、またどのぐらいの量にするかというのが、一番大きな問題ですから、できれば伊江村出身、まずは最初は100名としましょう。100名の部分をつくっていく。そして次の続編でまた次の100名、100名が少なければです。もっと200名でもいいですよ。こういう亀里議員と答弁をしていく中で、私としてそういう伊江村100人著名人名鑑というのを最初に発刊をして、その後また新たに続編をつくっていくと。そういうような方法論的な部分もあるのかなというふうに、こう議論をする中で感じた次第でありますので、その辺申し添えておきたいと思います。

費用的な部分につきましては、当然編さん委員会を、編集ですか。委員会をこれを立ち上げて、そういうところに造詣が深い、あるいは有能な方をお願いをして、編さん委員会を立ち上げていくということになるかと思っておりますので、その辺の編集の会議の部分、あるいは編集委員への報酬をどの程度で見積もっていくか。あるいは最終的には発刊をする、発刊の印刷代等を含めて、ある程度の座談会の資料収集をして、こうまとめて編集をしていく専門家、そういう専門的な業者もいらっしゃいますので、そういう方々に委託をしてつくっていくということになれば、そういう方々への委託料、編集委員会の開催経費、委員への報酬、そして専門的にやるときの編集を委託する場合の委託料、そして発刊、人という部分で、大体4つに分けられるのではないかと考えておりますが、総体的な予算、費用も頭に入れながら、そういう4つの部門の中で割り振りをしていこうということになるかと思っております。先ほども申し上げましたが、財政的な部分での伊江村としての支援、関わり方、当然編集委員の部分の事務局、その辺の部分も村としての取り扱いをする担当課も必要だというふうには考えているところではあります。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

ただいまの答弁ですね。大変意を強くしておるところです。

最後になりますけど、もしこの名鑑、平たい名鑑の発刊が実現すると、これはあくまでも私の考えですけど、本村においての貴重な私は財産として未来永劫に引き継がれて、先ほど言いました100名、次年度は200名と、そういうことで引き継がれた言葉でありますので、私は予算を度外視した、やるからには、すばらしい柔かい名鑑が発刊されますことを切に願って、1件目の一般質問を終わります。

次に、2件目の質問です。いろいろと2件目についても、新しい法律改正で、我々には、少し難しい面がいっぱいありますので、議論をする前に、まずもってこのたびの事情改正ですね。会計年度、任用職員制度という文言がこのマニュアルによく出てくるんです。おとついでしたか、19日でしたか、ちょっと県の人事課の比嘉さんに訪ねて、人事課でも、実際に私にきちんとした答えはしてくれなかったですね。そこでもし

伊江村として、どのぐらいの会計年度、任用職員制度ということを確認されているか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

亀里議員の御質問にお答えいたします。

現在のこの臨時、非常勤職員といいますか、本村、そして近隣自治体の実態を申し述べて、会計年度、任用職員について、御説明したいと思います。

近年、三位一体の改革等があって、各市町村とも交付税が減りますよ。国庫補助金が一般財源化されますよ。そして仕事はふえますよというようなことがありまして、その影響で定員適正化計画を立てた中で、職員はふやすことはできない。その上で事務事業はふえてきたということで、各自治体とも非常勤職員がふえてきた現状がございます。その中で、3つの形態がありまして、まず特別職の非常勤職員というのがございます。伊江村で言うと、保健師や看護師、技術職員として嘱託として任用している方でございます。これは人数的には少ないです。

さらに一般職非常勤職員、これが実際には多いわけございまして、事務職として補助的な役割を担う方々で、役場の庁舎の中にも30数名ほどいらっしゃいますが、ここが多いわけです。いわゆる賃金職員だったり、臨時職員と呼ばれる方々ですね。

さらにもうひとつは、臨時的任用職員というのがございまして、職員の中に産休、お産、出産される方、そして育児休とられる方にかわって、同じ仕事をやっていただくということで、臨時的任用職員というのがございます。これも総務課と公営企業課等にいらっしゃいますが、この方々の数もそんなに多くはございません。この臨時的任用職員というのは、特に適正に行われているわけなんですけど、特別職の非常勤職員と一般職の非常勤職員というのが、各自治体によって条例、規則等によって、定められていますので、それぞれ特色、違いがあるわけです。その辺を国はちゃんとした規制といいますか。一つの統一した基準を設けてやりましょうという中で出てきたのが、会計年度職員でございます。

これにつきましては、ほぼ一般、私たち公務員ですね。一般職の事務職員とほぼ同等の任用といいますか。この義務や権利、そういったものが適用されます。当然、先ほど村長から御説明がありました期末手当の支給も可能となりますし、継続してフルタイムで働いている方においては、退職手当等の諸手当の支給もできるようになるというふうに、総務省の現在のマニュアルにおいては示されております。その他に、服務に関する規程、服務の宣誓、法令及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限、そういったものもありますし、懲戒処分の対象ともなります。この辺は完全に我々、普通の一般職の公務員と一緒にございます。

さらに、最近入ってきました人事評価、これにおいても対象というふうになりますので、ほぼこの公務員と同じような取り扱いになります。この方々の採用といいますか、任用についても、試験であったり、面接、最低限、面接はしなければならないというような形で、総務省のマニュアルにおいては示されておまして、県の職員の方が説明をなかなかうまくできなかったという部分は、実はまだ流動的な部分がありまして、これを自分の見解を入れて説明をすることによって、誤解を生じてはいけないということで、恐らく説明を、うまくできなかった部分があるかと思いますが、同じように私にもし電話があったとしたら、なかなか難しく、うまく説明できませんと申し上げていたかもしれません。そういったことで、平成32年に向けて、今総務省のほうで、その骨格をつくりつつあって、その情報が流れてきている状況で、これが決定ですという部分ではまだないものですから、その辺で会計年度、任用職員については、今後まだ流動的な部分がある

というふうに考えています。いずれにしましても、村として条例改正、条例の制定、規則の制定、そういったものも伴ってきますので、2年余りと申し上げてもやはり早急というか、これについては、しっかりと早目に取り組んでいかないと、間に合わないだろうというふうに認識をしております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

大変、丁寧な説明、了解いたしました。

そこで、3回目の質問をしますけれども、総務大臣の通知の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布についての通知の資料で、地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時非常勤職員が平成20年49万9,000人、平成24年59万9,000人、平成28年64万5,000人に増加している。本村の平成29年3月末の職員構成を見ますと、条例定数が160人で、常勤職員が145人、そして臨時非常勤職で106人となっておりますが、皆さん御承知のとおり、近年、非常勤とか臨時職員を求めている課も多々あると聞きますが、その求めているんだけど、なかなか見つかってこないのが現実であるようです。その要因のひとつとして、常勤職員との処遇、格差が先ほどもありましたけど、答弁書にもありましたけど、常勤職員との処遇格差が大きすぎるとの世論もあります。私もその世論には賛同する一人でございます。そこでお伺いします。この格差に対する世論への行政としての御見解といたしますか。いかがなものでしょうか。お伺いします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

見解といたしますか、行政を預かる責任者の村長からまたあるかもしれませんが、私事務屋としては、役場というのは、村内では一番一大企業といたしますか、大きな職場でございますので、その辺はしっかりと制度、法に基づいてやっていかなければいけないだろうというふうに認識をしておりますし、またこれまでも答弁書でもございましたとおり、賃金のアップ、そして有給休暇、そういったもので少しずつ改善は図ってきているところでございます。

さらに、特に現業部門においては、同じ資格を持ち、同じような仕事をしている部分もでございます。それについては嘱託職員としてやってきてはおりますが、国のほうからはこれは特別職という考え方にはなじまないということがあって、会計年度、任用職員という制度に入っていくだろうと、導入の中で考えていかなければならないものだろうというふうに考えております。

さらに、地域の中でのバランスというんでしょうか。農協や漁協とか、その他大きな事業所などとお話も情報収集しながらやっていかなければ、職員というんですか、人材をとってしまうことにもなりかねないということも考えながら、この制度改正に当たっては、しっかりと慎重に地域のあり方等も踏まえてやっていかなければならないかと考えております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

行政としては、規律にのっとって、待遇を処遇しているということなんですけれども、私が今聞きたいのは、今そういう世論があると伊江島はですね。平たく言うと、臨時職員、そして非常勤職員、正職員とは、相当の待遇の差があるんです。それに対する行政としての率直な意見、この規律を度外視して、そういう考えはどんなものか、ちょっと聞いています。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

この役場の職員の正規、非正規の職員の待遇のこの格差については、村内的に非常に格差が大きいというような部分の考え方にあることについて、どういう感じを持っているかということについて、お答えをさせていただきます。

まずは役場としても、要するに一つの団体、組織であります。これ役場ではなくて、ほかの組織の中でも正職員と非正規職員の待遇は、おのずから違いがあるというふうな認識をしているところであります。そういうことで、もう一つは、やはり先ほどうちの総務課長も答えましたが、やはり伊江村の中で多くの職員、要するに働いている人を抱えているのは役場でございます。私たちとしても役場の非正規の職員の待遇改善は、この時代時代の要請に応じて、先ほども申し上げましたが、改善を図ってきたつもりでございます。もう一つは、やはり役場には、村内には役場だけではなくて、多くの事業所、あるいは農家の皆さんも労働力の確保に今、難儀をされている中で、役場だけのその辺の非常勤、臨時職員の待遇だけを突出してしていくということは、村内の多くの産業、建設業、あるいはJA、漁港多くの、そしてまた農家の皆さんもなかなか労働力の確保に難儀をされていまして、外国人からの就労も一生懸命、取り組まれていく中、そういう社会状況、経済状況の中で、役場としては法律にこう示された中で、臨時職員、あるいは職員、正規の職員も含めて、役場で一生懸命、村民のために頑張っている職員のための待遇改善を図ってきたつもりでありますし、今後もそういう感じでやっていきたいと思っております。一方では、やはり先ほども申し上げました村内のこの辺の雇用状況、賃金状況を常に勘案をしながら、対応をしていかざるを得ないというのが、私たち公務員の職員の基本的な考え方、賃金の決定のあり方だという部分は、これまで村がずっと踏襲してきた考え方でございますので、一生懸命頑張っている臨時職員の待遇を、今後どのように改善していくかという部分を、常に念頭に置きながら、今回の制度改正、大きな制度改正ですから、そういう中で、現在働いている皆さんが不利益にならないように、しっかりと事務分野も含めて、対応をしていきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

大変、意を強くする御答弁をいただきまして、行政としてもある程度の正規、正職員と非常勤、臨時職員と格差があるということは感じていると。それを助成するために頑張るということを理解しております。そしてこのたびの法改正というのは、時機を得た改正ではないかと思っております。そこで4回目の質問に入りますが、一般職、非常勤職員として、フルタイムで働く人は、退職手当も支給できるについてであります。事務処理マニュアルの事務処理、総務課長持っていますよね、事務処理マニュアル、これの24ページに、「退職手当については常勤勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き、当該勤務時間により勤務するとされている者は職員とみなして、退職手当を支給する」とあります。これは本当に難しいもので、もう一つ、砕けたのがありますので、フルタイムの会計年度の任用職員の要件としては、「会計年度任用の職を占める職員で、その1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である者は、フルタイム」というらしいですね。このマニュアルですね。

そこでお伺いしたいのは、この今、私が言ったフルタイムの任用職員に該当する職員、臨時、そして常勤職員を本村には、今現在のところ何名ぐらいいるかどうか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

今、人事給与担当に試算をさせていく中で、把握できている人数、庁舎だけだと今、39名ですね。その他、公営企業とか、他会計、出先、現業部門で出先の現場がございますが、そういったところを含めると90数名に上ります。はい、90名余りになります。補足でございますが、決算を見ますと、現在、賃金という項目で、予算を計上しているわけですが、この臨時職員に係る経費につきましては、1億円余る経費が捻出されております。さらにこれに期末手当、退職手当となりますと、またさらに2,000万円から3,000万円ほどの持ち出しということで、一般財源が捻出されるということになっておりますので、その辺の費用対効果、さまざまな任用の形、そういったものも含めて、この2年余りの間に考えていかなければ、一般財源の経常収支比率でありますとか、財政力指数、そういったものも踏まえると、なかなか厳しい部分がございます。その辺の動向も国の財政状況、そして交付税のあり方、そういったものも踏まえて、状況を見定めていかなければならないのかなと考えております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

総務課長、よく勉強していますね、すごいですね。

この財政については、総務省もこの人件費がかなり増えるので、これを調査実態して、自治体の財政状況の不足を交付税で賄うことも検討しているようです。この改正はそういう特記されています。そこで大変な財政負担にはなりますけど、もう法改正ですから、村長ぜひ一旗も二旗も頑張ってくださいと思います。

そして次に、5回目なんですけれども、マニュアルの3ページにこれは皆さん、答弁書にもありますけど、システムのことです、こう書いていますね。「各地方公共団体において、個別に整備している人事給与システムに改修が必要な場合には、平成29年度中に平成30年度当初予算要求を行い、平成30年度から改修に着手することも考えられます」ということで、システムについてのことが書いてありますけれども、これはすぐ焦眉の急なんです。そこでお伺いしたいのは、本村としては、このシステムの改修は必要ではないのかどうか。答弁書にもありましたけど、はっきりしなかったものですから、再度伺います。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

ただいまの質問にお答えする前に、先ほどの人数についてなんですけど、私は庁舎内と申し上げましたが、庁舎内にいる事務補助の職員、臨時職員と保育士もあわせて39名でございますので、よろしく願いいたします。

そして人事給与システムの改修が必要な場合ということになっておりますが、総務省として恐らく平成29年度中にある程度のマニュアル、骨格というんですか、この形というものを整える前提でこれを明記されていると考えております。平成29年度中にこの平成30年度、当初予算に予算の要求を行って、平成30年度に着手すると。できる限りこれに基づいて、システムがございますので、やはり改修が必要となります。この辺もまた情報、管理も含めて、しっかりと対応をしていかなければならないと思いますが、何しろ条例とか、そういったこととの関連性もございますので、両方含めて考えて、考慮しながら着手していかなければならないだろうと考えております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀 里 敏 郎 議 員

このシステム改修については、もし必要だとしたら、早急な措置が必要でしょう。それで前後しますけど、6回目の質問なんですけれども、これで終わりますけれども、このたびの自治法の改正では、自治体の財政負担はかなり重くなるのは間違いないです。我が村においても、これは避けられないことだと思いますけれども、この財政について、これがどのような対応をしていくのか。もし今の現時点での考えがありましたら、村長お伺いしたいと思います。

○ 議長 島 袋 義 範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

ただいまの御質問に答える前に、この全体的な今回の自治法の地方公務員法ですか、地方公務員法の改正によりまして、そういう改正の方向があるという部分は、私は個人的に人口減少に進む日本の中で、若年者が減って、労働力不足の中で、そういう方向性が一生懸命、伊江村においても臨時職員として、頑張っている職員の皆さんの待遇改善が図られていくという方向性については、これは非常にいいことだと思っております。そういう中で今回、示された部分につきましては、財政的な負担もありますが、しっかりと待遇改善をして、しっかりと伊江村の会計年度、任用職員の制度が発足したときに、そこで役場で働くそういう職員について、自信と誇りとやりがいを持って、役場で働けるように処遇をしていく方向性で取り組んでいきたいというふうに思っております。先ほど申し上げました中で、また村内的な事情も勘案をしながら、村民多くの事業者のあるいは村民の理解も得ながら、役場の職員の正職員、あるいはそういう会計任用職員、あるいはそれ以外のまた臨時職員の処遇改善についても、村民の理解を得ながら、待遇が図られていくように、しっかりとやっていきたいと思っております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

これで8番 亀里敏郎議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

(休憩時刻11時05分)

再開します。

(再開時刻11時15分)

引き続き一般質問を行います。

次に、2番 島袋 勉議員の登壇を許します。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島 袋 勉 議 員

通告に基づき一般質問を2件行います。

まず1件目、各行政区に遊具の復活を。平成28年度にミースィ公園や青少年旅行村には大型の遊具が設置され、幼児児童から観光客等に喜ばれている。

しかし、各行政区の公民館周辺や公園に設置されていた遊具は老朽化のため撤去され、一部現存している遊具も老朽化が進行している。各行政区、子ども会の活性化や幼児児童の憩いの場所として、遊具の再設置はできないか伺います。

2件目、環境協力税の導入に向けて。伊平屋村においては、環境の美化、保全及び観光施設の維持整備に要する費用に充てるため、旅客船を利用する入城者から1人100円の協力税を徴収している。

伊江村においても自主財源の確保に努め、フラワーアイランドとしての環境美化や保全等の費用に充てる考えはないかお伺いします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

島袋 勉議員の1点目の「各行政区に遊具の復活を」の御質問にお答えをいたします。

お説のとおり、村では平成28年、29年度の一括交付金事業で、ミースィ公園内に幼児・児童用遊具やバスケットコート、駐車場等の整備を進めております。

また、伊江村青少年旅行村には、総合運動公園整備事業（アスレチック広場整備工事）において、幼児・児童を対象とした遊具や大人まで楽しめる健康遊具を平成28年、30年度予算で設置を進めているところであります。

いずれの施設も、子どもから大人までが遊びを通して安全・安心に楽しめ、心身の健全な維持と成長を促進するとともに、交流の場としても賑わいを見せており、大変喜ばしいことと考えているところでございます。

議員御指摘の「各行政区の公民館周辺や公園に設置されていた遊具は老朽化のため撤去され、一部現存している遊具も老朽化が進行している。」について、お答えをいたします。

村内の各区には、農村総合整備モデル事業等で整備した「農村公園」があり、漁港周辺には漁港環境整備事業で設置した、通称「タマン公園」「カメ公園」等がございます。

昭和62年から平成初期にかけて、時代のニーズや事業目的に合わせて設置されてきた公園であり、近年、遊具をはじめとする施設の老朽化が顕著となっていることは否めません。従来、農村公園等の維持管理費につきましても、各区と維持管理委託契約書を結び、「遊具の修繕については、必要性・安全性を確認し、両者で折半し負担する」こととしているものの、修繕費用も負担が大きいことから、改修が進んでいない現状にあります。

また、遊具購入が可能な補助事業も限られていることから、計画的により安全で時代のニーズに合った遊具を設置するためには、面積に恵まれた場所に集約的に整備することが求められてまいります。

それらの現状を踏まえ、村といたしましては、当面、子どもたちや保護者の皆さんが安全・安心して利用でき、健康的な遊具を、村管理の公園に集約的に整備することを優先して行い、各区公民館等への遊具整備についても、地域のバランスや補助事業の有無など、総合的に勘案した上で再整備の検討を行ってまいりたいと考えております。

2点目「環境協力税の導入に向けて」の御質問にお答えをいたします。

議員お説の「環境協力税」は、平成12年施行の地方分権一括法によって、創設された用途を限定して徴収することができる「法定外目的税」の一つであります。

法定外目的税は、地方公共団体において条例により新設することができる税目であり、実際に新たな税目を新設、施行するには、条例可決後、総務大臣との協議及び同意の手続きが必要となります。

県内では、伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村の三村が、法定外目的税として「環境協力税」を導入しており、環境協力税という名称のみならず、税収の用途及び税率も三村共通し、「環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用」に充てる財源として導入をしております。

税率は、1回の入城につき100円で、入城のための乗船券及び航空券を購入する際に徴収をされております。ただし、伊是名村及び伊平屋村では障がい者及び高校生以下を課税免除としており、渡嘉敷村では障がい者及び中学生以下を課税免除としております。

さて、御質問の「環境協力税」の導入につきましては、税の公平性の観点から入城する観光客等のみを対象とすることができません。したがって、住民も課税対象となり税を納めなければなりません。

本村においては船舶の利便性から高齢者をはじめ、多くの住民が日常的に医療機関への通院、商用及び用事等で往来する頻度が非常に多い状況であり、利用者の過半数を占める住民に対しても等しく課税すること

は、その負担が過重にならないか懸念をされます。

本村の財政状況は依然、自主財源が乏しく厳しい状況にあり、環境協力税は、有効な財源確保の一つと考えますが、昨今の民泊事業の活況などを見た時に、環境協力税それが逆にイメージダウンにならないか等々、多面的に勘案した結果、「環境協力税」の導入は、現状では、非常に厳しい状況と考えております。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

まず1点目の遊具の復活に関して質問させていただきます。事前に、何名かの皆さんに資料ということで、お配りしておりますが、これが1枚目が門口公園の遊具があったときの現状ですね。そして裏の2ページ目、これが真謝区、両区とも今現在ない、この遊具一つもありません。真謝区のこれはすべり台ですね。これも撤去されてありません。

3枚目、これは西崎区のほうの遊具ですね。ちょっと見づらいですが、これは一つの遊具なんですけど、こういった遊具が入ってありました。続いて、その裏面なんですけど、これは西崎区が地域の子ども会の皆さんが、遊具がないということで、寂しい、ちょっとでもそういった遊び場を確保しようということで、育成会の皆さんと子ども会が協力して、西江上団地のそばに古タイヤを利用して、ジャンプ台といいますか、簡単な遊具ということで、設置していたものです。今現在は、これも大分古びて、危ない状況と聞いております。その右のほうは、これは西崎売店の南側、通称「カネカネ公園」というんですか、西江上区の皆さんはそう言われていると思いますが、その現状です。これは杉材なんですかね。現場に行って確認しました。だいぶ老朽化して、上に乗って遊んだりする場合、安全面からは危険な状態で、このまま子どもが遊ぶ場合は、心配される遊具になります。その裏面、一番最後になりますが、これは今回所管事務調査で行きまして、場所がはっきりしませんが、山形か宮城の道の駅で隣に公園がありまして、その公園に設置されていた、そんなに大きな遊具ではありませんが、参考的に載せております。

この遊具の復活に関しては、区長会からも要望等があったと思いますが、区長会の意見としてどのような意見を持たれているのか、お伺いします。

○ 議長 島袋 義範 君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

確かにこの間から、先月、先々月含めて、この件につきましては、各区から話題になって、先々月だけではなくて、昨年からの件については要望等もございました。その中において、特に農村公園についても、今後その改修、あるいは遊具の取りかえなども含めて検討しましたところ、今その補助事業がなくて、ただし各区の区長の皆さんには、区長会の中で今自治宝くじとか、コミュニティー事業がありますが、それらでもって年次的に整備していこうかという話もしたんですが、いずれ100万円とか200万円程度の予算しか、毎年ないものですから、それだと今、この遊具ひとつが結構、高価なものになるわけで、どの区からどれを買いましょうねというわけには今、判断が非常に難しいという説明をさせていただいて、あとしばらくこの件については、その席には村長もいらっしゃいませんでしたので、村長とも相談をしながら、担当課でいろんな補助事業がないか含めて、検討させていただきたいということの答弁を、区長会で私のほうからさせていただいておりますが、なかなか各集落の公園にそういった設置する事業が今、見つからないものですから、どのように今後していこうかというのが、今の答弁の内容でありますし、今回のまた島袋議員への答弁の内容となっているところであります。今後、どのようにしていくかについても、検討していかないと考えているところであります。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

答弁書の中で「平成28年、30年度の予算で設置を進めているところ」とあります。平成30年度の予算では、どこにどういったものを設置する予定なんでしょうか。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知念 利次 君

平成30年度の予定といたしましては、答弁書にあります総合運動公園整備事業のアスレチック広場整備工事において、旅行村のほうに児童を対象とした遊具を1基、今設置をする予定でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

わかりました。この件に関して一般質問をさせていただいたのは、平成28年、29年、30年度までまたがると思いますが、ミースィ公園、それと旅行村周辺等には、大型の遊具が入っています。その地域の近い幼児、児童の皆さんは歩いて、近ければ自転車でも行ける距離なんですけど、遠い行政区、西崎、真謝、東江上、東江前に関して、旅行村、ミースィ公園まででしたら、子どもの個人的に行くとなると、幼児、幼稚園生、低学年、1年、2年生等に関しては、親の移動等、車での移動等が必要な状況下ではないかと思います。ある小さい、お子さんをお持ちの母親からこういう話を聞きました。実際、ミースィ公園に遊びに行きました。土日にその公園を利用する場合は、土日しか行けず、土日に行くとき多くの親御さんが集中的に来るそうです。ただ余りにも多すぎて、ここで遊ぶには順番があって、自分たちは、ここは西江前区の行政区に近いから、ほかの行政区から来ると、遠慮をすると。逆にほかのところに行くと、そして大型のところとなると、旅行村、そして西江上区は、自主財源で西江上公民館の敷地内に大型の遊具があります。しかし、そこに行こうにも、行ってもしそこで西江上区の幼児、児童の皆さんが遊んでいると、やはり遠慮してしまうと。できれば各行政区に小さな遊具でもいいから入れてくれないかと。土日、休みの一般のそういった会社員等に関しては、日曜日休みで、そこを利用できる方もおられますが、農家サイドというのは、そういった休みがない場合、そういった大型のミースィ公園、旅行村等に連れていきたくても、自分なんかは農作業をしている農繁期のときには連れていけないと。できれば地域の近くに小さな遊具でもいいから、そういった公民館の近く、そして公園等に小さな遊具、2基ぐらいあれば、少々の時間の過ごせる憩いの場所があるだけでも、子どもたちには助かるのではないかという意見を二、三名の方から伺っております。

平成28年度から30年度に向けて、そういった大型のミースィ公園、旅行村には入るという計画にはなっておりますが、それ以降は、どのように考えているか。今の答弁書の中では総合的に勘案をした上で、再整備を検討するとありますが、ただ検討で終わるのかどうか、お伺いします。

○ 議長 島袋 義範 君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政英 君

今、大型のミースィ公園であったり、旅行村であったりという、観光的な目的を持ちながら、遊具を設置していくという一つの目的もある箇所でもあったんですが、先ほど答弁漏れしているのは、ミースィ公園にあと一つ、今年度に幼児用の小さい3歳以下の子どもたち用のものも、一応は設置する予定で今準備を進めているところですが、その一括交付金で整備するミースィ公園につきましては、先ほどありましたようにそ

の一括交付金での公園における遊具の整備の要件を満たして、それについては一番大きなのが、実は観光的な考え方もあるということから採択されている要件もあります。そういったことで今回、ミースイ公園を整備することができたんですが、先ほども答弁にありましたように、地域のバランス、つまり先ほど質疑にありましたように、車でしか通えないところ、あるいは西崎、真謝とか、そういったところも含めて、地域のバランス、あるいは調整交付金とか、そういった事業でできるのかどうかを含めて、再度、前向きに検討していきますということで答弁したつもりなんですが、検討しながら、そして毎年ある自治宝くじであったり、コミュニティー事業であったり、そういったところでも整備ができないか、区長の皆さんとも相談をして、その整備していく箇所の優先順位なども検討させていただければと考えております。

○ 議長 島袋義範君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

わかりました。農村公園でも整備された箇所に関しては、もうないものと思って結構だと思います。実際、自分も確認してきたんですが、やはりその農村総合整備モデル事業ですか。公園に入った遊具等はもう全然なかったです。そしてそれ以外で入っている各行政区の遊具も、残っているものに関しては老朽化がひどくて、そこで遊んでいる場合は、逆に危険な状態で、とてもじゃないけど、そこで子どもたちがいるのであれば、逆に親御さんは、「ここは危ないから遊ぶなよ」と言いそうな遊具だけでした。これは今現在入って、整備しているのは一括交付金事業で導入された遊具だと答弁されておりますが、その他の事業で、先ほどありました調整交付金等でも、もしそういった遊具等が導入される、事業があるのであれば、ぜひですね。前もってそういった事業等に関して、調査していただいて、早目に各公民区にできるようにお願いしたいと思います。

この1件目に関しては、前向きに平成30年度以降は、前向きに考えるということで、私は理解したいと思います。

それでは2件目に移りたいと思います。環境協力税の導入に向けてなんですが、この環境協力税に関しては、今は議長であります島袋義範議長が、平成19年3月定例議会でも、一般質問で質問されておりました。そのときの村長が大城勝正前村長だったと、私は記憶しております。実際、この環境協力税の導入を検討されたのが、前々村長の島袋清徳村長時代からあったということで、私は確認しているつもりです。平成16年の3月の定例議会で施政方針の中に環境美化税（仮称）を創設する予定というふうに述べられていると思います。そして大城勝正村長が継承する流れになっていたと思います。

その答弁の中では、今現在、伊是名村、伊平屋村、それと渡嘉敷村が、環境協力税を導入しております。そしてこれは予定になりますが、座間味村が名称は違いますが、「美ら島税」ということで、平成30年の4月1日施行をめどに今、取り組んでいるという情報を聞きました。その税収見込みが約1,000万円ほどの税収を見込んでいるという情報を聞いております。この環境協力税の導入を最初行ったのが、平成16年ですが、その時点では、一括交付金という事業がなくて、今現在、私たちが恩恵を受けております運賃助成金ですね、等もなかった時代です。そして今現在、村民でしたら420円で乗れる状況下にあります。その最初の時点と比べれば、その補助事業が運賃助成がある間でしたら、1人当たり100円プラスして、520円で村民の方は乗れる計算になると思います。そして、その答弁の中にもありますが、「伊是名村、伊平屋村は障がい者及び高校生以下を課税免除」で「渡嘉敷村では、障がい者及び中学生以下を課税免除としております」とあります。その最後のほうに、昨今の民泊事業の活況などを見たとき、観光協力税、それが逆にイメージダウンにならないかという答弁がありますが、この課税対象の免除を高校生以下とした場合、その民泊で来られる生徒は非課税になると私は思います。そういったことがあれば、イメージダウン等にはつながらないと思いま

す。そういった面も含めて、環境協力税、今現在では、現状では非常に厳しい状況と考えておりますとありますが、近い将来、再検討される予定はあるのでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

1回目の答弁書ですね。「非常に厳しい状況と考えております」という部分で示しておりますが、その辺若干、舌足らずだったと思っております。引き続きの大きな検討課題とさせていただきたいという部分を加えて、1回目で答弁をしたほうがよかったのかと今、思っているところでもあります。環境協力税につきましては、島袋議員がおっしゃったとおり、島袋清徳元村長の平成の大合併を見据えたひとつの大きな自主財源の確保に向けた施策の一つでありました。そういうことで、当時私も総務課長でしたので、税務課と一緒に県のほうと何回かすり合わせをした中で、そういう要するに村民等しく税の公平性から徴収をしないといけない。あるいは当時は、まだ伊江島空港への不定期の航空機の乗り入れもありましたので、そこからも入島税の感じでこう徴収しないといけないという、そういう事々がありまして、勉強不足な部分が凶らずも、露見をしたような感じがあります。そういう部分の中で庁議の中でそういうことであればなかなか厳しい課題がありますという部分で、当面は無理ですよということでしたが、同じように調整をしていた伊是名村においては、村民への周知徹底をして、理解を得て導入をされてきた経緯があると理解をしているところでもあります。そういう中で書いているとおり、非常に自主財源率が20%という伊江村の財政状況を見たときに、答弁をしているとおり、有効な財源確保の一つという部分にも考えているところでもあります。そういう中で、先ほど2回目の質問でありましたが、まずは制度的な部分として、この離島住民コスト低減事業、いわゆる県の一括交付金の事業で軽減をされている中で、また新たにその辺の環境協力税等の名称等で課税をして徴収できるかどうかなのか。その辺、あるいはもうやがて一括交付金もあと4年ほどの残りしかありませんので、そういう中でその期限、限った中でその辺の税目の新設ができるのかどうか。その辺の部分をぜひ県と勉強させていただきたいと思っております。

当初も、要するに観光客の部分、今実際伊江航路の延べの人数的には50万人から53万人であります。その部分を実数でやると、約25万人としたときに、端的に言って100円としたときに2,500万円の徴収をし自己財源の確保ができるという、大まかな部分の試算は、私も持っておりますが、そういう中で年間14万人という観光客がある中で、5万人程度が中学、高校の民泊、あるいはそのうちの3万人がゆり祭り、マラソン等を含めた観光客という中で、そこに書いてある部分の影響が懸念されるという部分であります。いずれにしても、今後村として引き続きの検討課題としていく中では、観光客もそうですが、やはり村民のコンセンサス、要するに100円を徴しても、村の財政の強化を図り、島が今後、観光立村を目指していく中での観光の施設整備、あるいは観光の事業の推進に2,000万円の自主財源が有効に活用できるという部分であれば、協力してもいいという部分の、村民のコンセンサスを今後村として、あるいは議会も含めてあるいは観光協会、商工会も含めた一体的な運動ができるかどうかということが、今後の大きな課題だと思っております。その辺を踏まえまして、今後の環境協力税については、引き続きの検討課題とさせていただきながら、また県との協議、指導・助言も受けながら、今後に備えていきたいと今、思っております。

○ 議長 島袋義範君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

先ほど村長から答弁がありました自分は仮称で言いますが、運賃助成金、あと4年ほどだと思いますが、その補助事業がある間だけでも私は検討してもいいんじゃないかと思っております。期間を限定してできるかどうか

は、それは調整してみないとわからないという話がありましたが、期間限定でも私は構わないのではないかと思います。

先ほどありましたが、これは資料、平成28年度主要施策成果説明書、今回の定例議会の資料になりますが、その中でも平成28年度の観光入域客数が12万8,803名、伊江島一周マラソンでは2,424名、ゆり祭りでは約3万人、民泊の受け入れに関しては平成28年度では4万3,635名ほどになっております。その民泊の方を差し引いても、約8万5,168名ほどの観光客の入域客数が28年度は入ってきている状況下にあります。

それとこの使途、使用に関してなんですが、環境美化、環境保全及び観光施設の維持整備に要する費用等で、伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村は使用目的としております。伊江村の中では観光地のクリーン事業、これは一括交付金の補助も入っているんですが、総事業費で2,146万6,158円、その一般財源が約214万8,158円、その概要としては、観光地等の掃除ですか。除草等だと思いますが、16人分の賃金になります。それと村花、世界のゆり植栽推進事業、これも補助事業になりますが、総事業費が297万1,620円、一般財源が29万7,620円ほどの一般財源が出ております。先ほど、村長の中では約2,000万円ほどとありましたが、そのぐらいの財源がとれるのであれば、そういった一般財源でそういったクリーン事業、ゆり祭り等に係る一般財源の負担が補えてくると思います。

それと私は質問の中で、フラワーアイランド、私たち伊江島というのは、フラワーアイランドということでアピールしております。その中には街路樹等に関して、地域的にはハイビスカス等も入っている場所もあります。それとプランター等を置いている場所もありますが、いかんせんその地域が限定的で、伊江島一周をした場合、フラワーアイランドとして、何か寂しいような感じがしてなりません。もしこういった財源等が確保できるのであれば、各世帯にプランター等も導入していただいて、草花も村から支給して、地域や伊江島一周しても、あっちこっちで花が見られる状況下をつくれる財源の一助になるのではないかと私は思います。検討して今現状では難しいという答弁ではありましたが、ぜひ再度、検討委員会も立ち上げて、今回、座間味村も導入するという話もあります。そして3村、同じ離島である3村も導入しておりますので、以下この課題や現状等に関して、調査してどういったことが課題で、どういったことを入れて成功したということも含めて、調査する必要はないかと思いますが、再度お願いします。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

ただいまの島袋議員からの2回目の御質問ですが、非常に伊江村の今後の観光振興に役立てる財源としての環境協力税としての役割を課税をして、そういう島のさらなる観光振興に向けた施設整備、あるいは維持管理費に充てて、さらにこうフラワーアイランドという、伊江島の島づくりをして、観光資源にしていく財源にしたかどうかという、非常に建設的な御提言だと思っております。そういう部分も踏まえまして、先ほど来申し上げているとおり、やはり100円ではありますが、やはりそういう部分でお金を税として払うということにおいては、やはり村民のコンセンサスが第一でございます。それはお互いの村、あるいは議会の中で、公共性をしっかりと議論をしながら、その辺をやる前提として、村民のコンセンサス、あるいは観光協会、観光を含めたその辺の観光事業者、そして1回目にも答えておりますが、村外の病院等に行かれる皆さん、あるいは中学校、高校生。中学生は免除するとしても、その辺の部分で免除をしたときに、どのぐらいの税収になるのか。私はその前2,000万円か、2,500万円と申し上げましたが、免除をしたときに1,500万円になったとしたときにも、非常に大きな自主財源の確保にはなりません。そういう中でも、先ほど来申し上げているとおり、一番の利用者は村民でございますので、皆さんのコンセンサスをいかに図っていくかというのが、重要な課題だと思っています。そこがなかなかとれないという部分で、環境協力税をそのまま置いて

おくかという部分もありますので、今回御質問を受けましたので、先ほどありました伊是名村がどのようにして村民のコンセンサスを得ていたのか。今この税の導入に向けて、一生懸命取り組んでいる座間味村に向けて、事務方を含めて、副村長ほかで派遣をして、視察研修、勉強をさせながら、今後のこの導入に向けた検討をしていきたいと思っております。

いずれにしても、ずっと申し上げておりますが、どのようにして村民のコンセンサス、あるいは観光事業者、その辺の皆さんの協力、理解を得ていくかというのが、この観光協力税の大きな導入に向けての重要な部分であります。島袋議員がおっしゃられたその辺の効果は私たちも議員の皆さんも、そして村民も理解をしていると思っておりますが、そういう中での理解の中でも、やはり税を新たに設定をして、徴収していくということについては、大きな課題が村民のコンセンサス、同意ですので、先進地の中で、調査、勉強をしながら、今後、内部でもしっかりと勉強、課題解決に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 議長 島袋義範君

これで2番 島袋 勉議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻12時01分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

午前に引き続き、一般質問を行います。

3番 山城善彦議員の登壇を許します。3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

通告に基づきまして、1件質問いたします。

1. MESHサポート運航支援の現状と今後の取り組みについてであります。

MESHサポート運航支援につきましては、去る3月定例会にて、一般質問をいたしました。その時の答弁によりますと「MESHサポート支援について、伊江村、国頭3村と協力しながら継続的に支援できるような方策を取り組む」とありますが、4月の運航休止から約5カ月も経っていますが、いまだ運航休止の状態が続いております。今後、運航再開が可能なか大変危惧しているところですが、あらためて、MESHサポート運航支援の現状と今後の取り組みについて、村長の所見をお伺ひいたします。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

山城善彦議員の「MESHサポート運航支援の現状と今後の取り組みについて」の御質問にお答えをいたします。

初めに、MESHサポートの運航支援の現状につきましては、3月議会において、従前どおり北部広域市町村圏事務組合での継続事業について、国頭3村と伊江村で協議して、同広域圏理事会に要請をしていきたいと答弁をいたしました。

その後、平成29年4月6日付で、大宜味村長、国頭村長、東村長、伊江村長の連名で、継続的に多目的ヘリ運航が実施できるよう、同広域圏理事長宛て要望書を提出しております。

村といたしましては、従来通り沖縄北部連携促進特別振興事業でのMESHサポートの運航再開を目指してまいりましたが、現在の運航体制や12市町村の事業費負担割合をめぐり、自治体間に温度差があることから、継続審議となっている状況にあります。

それらの審議の中で、4村による要望書は、今後、取り下げることになりつつあります。

今後の取り組みにつきましては、同広域圏や4村を事業主体とする運航事業の継続は、極めて困難な状況

となっております。

村といたしましては、北部広域市町村圏事務組合理事会での要望書の取り下げの正式な決定を受けて、今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

答弁書によりますと、大変厳しい状態なのかなという形になっておりますが、前回の質問でも答弁といたしまして12市町村でまずはやんばるは一つだということで、それが筋だろうという話をされて、またそれができなければ4村ですか。取り組んでいきたいという形がありましたが、今回またその4村を事業主体とする運航事業の継続は、極めて困難な状況であるというふうに答弁されておりますが、北部広域市町村圏事務組合の理事会あたりで、やはり何か障壁になることがあったのかですね。まずお伺いいたします。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

このMESHサポートの運航支援、多目的ヘリの事業につきましては、これまで2回ほどの理事会が開催をされておりますが、残念ながらこの2回も私は直接出席をすることができませんでした。1回目の理事会には副村長が出席をしておりますので、後ほど補足があれば答弁をさせたいと思っております。2回目の理事会も鶴保沖繩担当大臣が伊江村に来村をされておまして、それにも直接出席ができなくて、伊江村の考え方、今後の意見をなかなかこう出席をして述べるができなかったという部分については、非常に残念で反省をしているところでもあります。ただその後、広域圏の比嘉局長から、これまでに至った経緯、特に現状のMESHの現状に至った、これまでの北部医師会病院との間のやりとりの部分が説明があったと聞いております。そういう中で非常にMESHサポートを運航していく中の組織のあり方、経営のあり方、そして財政的な事々がいろいろと議論をされたと聞いておまして、そういう中で北部4村での広域圏全体での事業継続が無理であれば、先ほど申し上げました国頭3村と伊江村で、事業の継続に向けて取り組んでいきたいというような感じを持っておりましたが、その辺についても、理事会での協議、説明の後には、国頭3村についても、なかなか厳しい状況であるというようなことを私は大宜味村長から伺っているところであります。いずれにしても、私としては早目に広域圏の理事会を開いて、その中で正式に取り扱いを決定してほしいという部分を広域の比嘉局長に申し上げて、理事長にその旨の整備を今、申し上げている状況であります。それと2回目の理事会で、説明、協議した資料、内容については、北部の議長会の席においても、広域圏の事務局から説明がなされている状況であります。

本来のMESHサポートの緊急搬送体制をいかに運航、構築していくかという中で、それ以外のこれまでの北部医師会とMESHの独立、その辺の部分が大きなあつれきが、障壁になっていることは否めません。両方において、これまでの部分で歩み寄ることができなかったという部分が、非常に残念でならないし、医師会の言い分、あるいはMESHの言い分、それぞれあります。なかなか平行線で歩み寄る気配がないという部分があって、MESHの組織全体についての、北部の12首長の中での信頼度のほうがゆらいでいるという状況の中で、果たしてそういう組織に今後の国の事業で、こう事業を任せていいものかどうかというのが、今大きな議論の中心になっているところであります。そういう中で、私は個人的に理事長ともお話をさせていただきましたが、理事長からも2点ありました。

経営の状況、組織のあり方、そして本当にこのMESHサポートが事業を通して、多目的なヘリを運航していくという覚悟がなかなか個人的に見えてこないという部分をおっしゃられていました。MESHの塚本

事務局長にも私から申し上げて、ぜひ小濱理事長ともどもに、名護市長への面談の申し込みをして、独自に直にその辺の継続要請をしたかどうかという部分のお話もさせていただいております。いまのところ連絡がありませんので、その状況は把握はしておりませんが、非常に残念ながら、これまで答弁をさせていただいた4村での事業計画も、事業継続もなかなか厳しい状況にあるという部分で答弁をさせていただきたいと思っています。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻13時41分)

再開します。

(再開時刻13時48分)

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

休憩中いろいろお話をさせていただきましたが、やはりMESHサポートにつきましては、これまでの実績もちゃんとありますし、これだけ地域に認めてもらった緊急搬送システムですので、ぜひですね。これは途中で途絶えさせてはいけないと思うんですよ。ぜひ、村長にも頑張ってくださいと思います。特に伊江村の場合は、やはり利用度といいますか、搬送回数は突出していますので、やはり現場の診療所の阿部先生あたりも、すごく気にしていますので、伊江村が中心になってやらないといけないと思いますし、これまで4村が一緒に足並み揃えそうだったんですけど、若干トーンダウンしているところがあります。ここには何かいろいろと事情があるだろうと思いますが、今後、逆に私のほうから提案ですけど、伊江村が独自で、単独でそういうMESHサポートの支援ができないものか。それについて村長ひとつ、答弁をお願いします。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

ただいまの山城議員の御質問に答える前に、理事会での議論するとき、MESHだけではなくて、北部医師会も同席をして、説明を受けたことはありません。そういうことで、一方を呼んで、一方は呼ばなかったということはございません。資料をつくったとき、当初は塚本局長うちの比嘉局長と随時、資料づくりをやって、確認の上に理事会が開かれていましたが、2回目の理事会の資料については、すり合わせはなかったのかなと思っておりますが、医師会を出席させて、MESHは理事会に出席をして、意見を上げる部分がなかったというようなことはなくて、公平にどちらも出席をしておりませんので、その辺はぜひ御理解をいただきたいと思っております。

先ほど申し上げました医師会とMESHの問題でその辺の部分があるという部分も申し上げましたが、もう一つは結局、4月からMESHが運休しているわけです。そういう中で、今年の4月、5月に、伊江村はUPITS（ユーピッツ）、県のドクターヘリに19回要請をして、18回要するに県のドクターヘリが対応をしていくという部分と、その辺の部分もありまして、この理事会の中では、MESHがなくても、ドクターヘリで十分、北部の離島3村の部分はカバーできるのではないかなというような資料も実際、提出されているわけです。ただ私はこれまで、ずっとそういう部分の議論でしたが、理論上はできますと。県のドクターヘリで北部も含めて、沖縄本島周辺の離島あるいは過疎のところはできます。ただ、現実的には無理ですよという部分で、ずっとMESHの必要性を申し上げてきているわけです。今の状況でいうと、このMESHの組織の脆弱性といいますか、あり方。そしてドクターヘリで十分カバーできるのではないかなという部分で、3点目には、なかなか恩恵を受けていない、東の3村、その辺のほかの負担金の割合、これまでの新聞報道では、その辺が非常に惹起されておりました。要するに、みんなでやろうという分が決まれば、先ほど、議員もおっしゃっていましたが、やはり「やんばるは一つ」という共通理念のもとに協力をしていく

というような考え方は、今でも共通で持っているところでもあります。2点目が大きな課題になっている状況であります。

先ほどの伊江村が事業主体として、今後この北部連携促進事業主体となつてはどうかという部分ですが、それをするとしても、北部の12市町村の理事会の承認がなければできません。やはり全体の枠の中で、8,000万円前後のこの事業の公的資金を伊江村に事業として割り振りするというのは、理事会での決定が承認が必要となっております。その中でこれは実際、村がやって運航をしていくのは、ME SHがこれを担っていくという部分になるときに、また議論は遡って、大丈夫かという話になります。私はきょうは申し上げませんが、私の考え方もございますので、まずはこの3村、伊江村含めて4村の要望書の取り扱いが決定した後に、伊江村としての対応を考えていきたいという部分も申し上げておりますが、伊江村としての事業主体としての考え方も一つの方策として持っていることは持っています。ただその辺につきましても、伊江村除いて11市町村の皆さんの首長の理解と同意が必要ですので、今後その辺の部分をもどのようにして図っていくかというのが、大きな課題となっております。やはり理事長である稲嶺名護市長とも、今後胸襟を開いて必要性と、この部分について、今後お願いする部分をお願いをしていければというふうに思っているところでもあります。

ME SHについては、ほかの11市町村と違って伊江村は独特な状況にありまして、伊江村の診療所の勤務体制、診療体制にもやはり大きな貢献があります。要するに随行、医師、看護師とか、ME SHであれば随行していなくてもいいという部分がありますので、その辺の部分もしっかりと11市町村に申し上げながら、伊江村としてこれまで一緒にこう支援をしてまいりましたので、多くの村民もまたME SHの運航については、非常に関心を持って、ぜひ継続をしてほしいという多くの村民の思いがあると思いますので、その辺をしっかりと肝に銘じて、今後のME SHの運航再開に当たっては、一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

今、村長の答弁の中に、4月、5月のドクターヘリの要請回数ですか、19回。その中の18回が対応できたと、1回ができなかったという話なんです、それですね、そういうふうに数字で言われると、現場は頭にきますと、こういう話なんです。ドクターヘリは30分かかかるらしいんですね。そうすると、現場としては、その他の手立てを逆に考えたり、やはり広域にわたってやっているものですから、やはり重症患者を優先させるべきだろうという感じもありまして、そういうふうにもME SHみたいには、もう頻繁にと言いますか、言葉は悪いかもわかりませんが、「そういう感じではやっていない」と、現場は。ですからこういう数字ですよという話がありました。そこは村長、理解しててください。

それと答弁の中で、村単独でやるにしても、やはり広域の11市町村の理解が必要だという形がありましたが、やはりそのほうに進めるにしても、今の逆に言えばME SHと医師会の確執ですか。そういったものを払拭しないと、そういう状況が何か理事会の中に、何と申しますか。いい話ではないような形で何か報告されているということも受けましたので、やはり両方を呼んで話をさせるというのはどうかと私は思いますけど、どうですか、村長。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

山城議員の現場での回数的な部分は、私はずっと理事会の中で申し上げていることです。ただ19回中18回というのは、広域の事務局が調べて、そういう状況ですから、「ME SHはもう必要ないんじゃないですか」

という部分の資料として、理事会に上げられている。伊江村はこれを了解しているということではありませんから、そこは誤解のないようにしていただきたいと思ひますし、医療保健課長から阿部先生とも、いろいろと資料をやつて、やはりこの患者の類型別によつて、ユーピッツにするとき、ME SHにするとき、フェリーで行くとき、うちの搬送船の「みらい」で搬送するときと、その状況に応じて、阿部先生、所長はじめ、この担当の先生によつて非常にこう検討をしながら、その辺の搬送をやつているという状況は、私は報告も受けておりますので、十分理解もしているところであります。

先ほどの質問につきましては、最初の質問でも答えたと思ひますが、私はこの組織の部分は、通り超えて、やはり北部で緊急搬送の必要性をしっかりと広域の中で、離島で住む者として、強く伊是名村、伊平屋村も含めて、もっと強く必要性を訴えて、離島が要求しているので、皆さんぜひ御理解、御協力、支援をお願いしたいという方向性のほうが、これまでの議論の部分の延長線でやるよりは、過去にこういうこともあった。これも両成敗だという部分で、ただし現実として、ME SHとしては、まだそこに存在してありまして、運航再開をME SHも願つているし、多くの北部の住民がその再開を待ち望んでいるという状況を北部の首長として、どう考えるかという部分の話し議論の中で、その方向性を定めていく方向性がないのではないかと思ひます。

先ほどあつた両方入れても、両方の考え方を述べるだけですから、その辺の部分よりは、過去にいろんな経緯を踏まえて、今の状況に至つておりますが、ただ北部に、最初はもう10年になりますから、10年やつてきた中で、北部の市町村会として、6万人の署名も集めて、当時の仲井眞知事にドクターヘリにしてほしいという要望書を提出した時期もあつたわけです。その辺の部分も踏まえて、再度やはりみんなで北部におけるそういう航空機搬送制、救急搬送体制、なおかつ、今は北部の医療が崩壊するという部分で、基幹病院、あるいは北部病院の医師確保について、市町村会が中心となつて、一生懸命北部の医療に取り組んでいる中で、そういう緊急搬送の部分だけは、置き去りにしてもいいんですかということ強く申し上げながら、今後北部理事会の中で、伊江村としての立場を強く要求をしていきたいと。そういう結果の中で、伊江村として2,000万円ぐらいになりますけど、負担をして、事業ができるのであれば、いいんじゃないのという議論になれば、それはそのときに、私として考え方をしっかりと決断していきたいと思つているところであります。いずれにしても、広域圏の理事長であります稲嶺市長とも、意見交換をしながら、いろんなことも要請もしながら、今後のME SHの運航再開に向けて、伊江村として最大の努力をして、再開できるように伊江村としては頑張つていきたいと。取り組んでいきたいというふうに思つております。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

村長がこれだけ熱く語つていただけますので、これがプラスに捉えていいのかと思つておりますが、ただ現在今、ME SHは存在していますよね。それがいつまでそういう状態が続くのかということが、またこう時間軸のことで大事だと思うんですよ。もう4月から3月からここまで約半年ですよ、逆に言えば。その間、彼らは一生懸命やっていますよね、寄附を募つたりいろんな状況あります。行政ですから、遅くてもいいという状況ではないと思ひますが、いつまでということを決めないで、やはり彼らもちょっと難しいところがあると思ひます。常に言うんですけども、村長も何回か面会してお話をされているのでわかると思ひますが、とにかく資金は枯渇して、もう今これだけのスタッフ10名ですか、賃金を払うのも大変、そしてヘリのリース料ですか、そういったものもありますので、いつまでも延び延びにされても困るという形は、常に言われるので、そのことについて、村長、どう考えていますか。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

この辺の話も伺っております。私がずっと申し上げている中で、やはり要請だけなんです。自分らの考え方を述べるだけなんです。それはそれとしてしょうがないと思っておりますが、そういう中で8月で決断をしていただけないと、ヘリのリース料が月300万円ぐらいですか。その辺の負担がありますので、早目に決断を判断をしていただきたいという部分の申し入れも聞いております。それを受けて、9月にもなりますが、そういう中で電話でも申し上げましたが、その辺が負担であれば、「もう契約は解除したほうがいいんじゃないですか」と私が申し上げましたら、「今回継続、ヘリの契約を解除したら、もう万が一、この事業で継続ができるとしても、このヘリがなかなか捜せない」というようなお話でありました。だからその辺の事業、一方的にありましたけど、私たちは「ほかにもヘリはありますでしょう」ということを申し上げましたが、「いや、なかなか難しいんですよ」というような、話になっていくわけです。そういう部分もありまして、非常に財政的に逼迫をしていて、ヘリのリース料のこれもある投資家のヘリを借りて運航しているわけです。それが私が聞いたところが一番、経費は安いんだと。私は伊江島にこの格納庫を持っているエクセル航空のヘリを使ったらどうですか。と言ったら、エクセル航空は高いんだという話をしておりましたが、この前でもエクセル航空の越智さんに聞いたところによりますと、いやそんなに高くはないというような話もありまして、その辺の状況的な部分がしっかりと把握できていない部分もあります。いずれにしても非常に、厳しい状況もある。山城議員がおっしゃるように、早目に判断をしないといけないという部分は、十分理解しております。そういうことで北部振興連携促進事業の配分的に4月、7月、12月ですか、そういうことで12月が次の事業の内閣府において決定される時期になりますので、しっかりと方向性が出せるのではないかと考えております。ME SHの財政状況、経営的な部分、そして塚本さんとのいろいろなお話もさせていただいておりますが、十分、しっかりと認識の上に、今後もやっていきたいと思っておりますし、早目に再開できることに越したことはありませんが、事業の採択ですから、早くも12月に向けてこう、取り組みをしていくというようなこととなります。いずれにしても先ほど申し上げましたが、早目に理事会をこの件で開催をしていただきたいという部分は、北部広域圏の比嘉局長に申し上げておりますので、できれば今回、定例議会中、ずっと北部開催中ですので、月末ぐらいでも、そういう理事会が招集されることを今、期待をしているところであります。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

いろいろ質問いたしました、これだけ村長の熱い答弁を聞いていますと、ぜひこれ実現できるだろうと思っておりますので、ぜひ手腕を発揮されて、早期の運航ができますように、ひとつよろしく願いいたします、終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで3番 山城善彦議員の一般質問を終わります。

次に、5番 内間広樹議員の登壇を許します。

○ 5番 内間広樹議員

通告に基づき、一般質問を行います。

1点目、総合運動公園野球場人工芝採用による夏季時の高温対策は。

総合運動公園野球場の整備工事が進む中、日常の話題に上がることも多くなり、村民の関心も大きくなっています。早い完成、運用を期待するところであります。

これまでも何度か、懸念を示して来た人工芝採用による、夏季時の高温について、表層温度天然芝40度に対し、人工芝では60度とかなりの温度差がある事を指摘してきました、施設を安全、安心して利用していただくために、その対策や、運用方法を検討すべきではないかと述べてきましたが、現時点での村当局の見解を伺います。

2. 農業従業員不足の雇用対策についてであります。

農繁期前に、従業員確保の広告掲載を個々の農家で県内、県外へと情報発信していますが近年、反応が鈍く従業員の確保に苦慮しているところです。

従業員の確保は、農家の自助努力が基本だと考えますが、今後もこのような状況が続くことが想定されま

す。

どのような対策がとれるのか行政、J A、農業者団体、その他関係機関と連携し外国人就労も含めた雇用対策協議を行ってはどうかと考えますが、村当局の見解を伺います。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

内間広樹議員の1点目の「総合運動公園野球場人工芝採用による夏季時の高温対策は」の御質問について、お答えをいたします。

現在、総合運動公園野球場整備工場の状況は、メインスタンド、外周ウォール、バックスクリーン、屋外トイレ等の工事を実施しているところであります。

平成29年度発注の予定工事は、平成29年度から平成31年度の3年国債で事業を進めることになり、工事概要は、人工芝、照明灯、防球ネット等の整備を実施する予定でございます。

御質問の人工芝採用による、夏季時の高温対策につきましては、議員から、2度の議会において一般質問された経緯があります。議員お説のとおり、一般的に人工芝は天然芝より表面温度が高くなることについては認識をしております。野球場の人工芝については、一般的な人工芝は、パイルが直毛型の人工芝が主流ですが、計画している人工芝は、野球専用開発された捲縮タイプの人工芝で、パイル（芝）に特殊な捲縮加工を施した「ちぢれ」タイプであります。パイルの耐久性、ゴムチップの飛散防止、衝撃吸収性を兼ね備え、光の照り返しを低減させることで表面温度も抑制する「温度抑制タイプ人工芝」の採用を考えております。

次に、運用方法を検討すべきではないかの御質問にお答えをいたします。野球場内には4箇所の散水栓を設置する予定でありますので、必要に応じて散水等で温度上昇の抑制など、安全管理の徹底を図り利用者の安全性、快適性の確保に努めていきたいと思っております。

2点目、「農業従業員不足の雇用対策について」の御質問にお答えをいたします。

農業従業員の確保については、各農業団体や農家個人で広告掲載し、県内外へ情報発信などにより、自発的な努力により確保されてきましたが、近年、村内の民家体験泊の増加や、国内の労働力需要の高まりなどに伴い、村内、県内外においても、農業従業員、労働力の確保に苦慮している状況にあると認識をしております。

その雇用対策の一環として、外国人技能実習制度を活用し、スリランカ、カンボジアなどから外国人を受け入れた農家も村内で4件あり、延べ16名の実習生が研修し、すでに10名は3年の実習期間を終了し、帰国しているところであります。

また、J Aおきなわでも、今年から外国人技能実習制度の受け入れ管理団体となり、受け入れ態勢の整備が図られている状況と聞いております。

現実習制度では、年間を通じた雇用で、最長3年間の制限などがあり、受け入れる農家の負担感が大きいこともありましたが、新たに県が国家戦略特区制度に基づいて、外国人労働者を受け入れる検討がなされており、雇用期間や就業形態などの見直しも行われる予定となっております。

今後の、農業従業員、労働力確保については、葉たばこ、花卉、さとうきび等各農業生産団体においても、共通の課題として捉え、JA、各農業者団体、関係機関を網羅した協議会を設置し、新たな雇用施策への取り組みや、雇用対策について協議し、農業経営の安定、農業生産の維持・拡大が図られるよう、支援をしてみたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

1点目の人工芝の夏季時の高温対策についてですけど、答弁にありますが捲縮タイプの温度抑制タイプ、人工芝を採用すると考えているとあるんですが、総合運動公園計画の報告書では、ショートパイルということでしたが、温度抑制タイプの人工芝は、その芝に比べてどれぐらいの温度抑制効果があるのか、お伺いをします。

○ 議長 島袋義範君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知念利次君

実施計画調査によりますと、ショートパイルということですが、いろいろと実施設計をした中で、温度抑制タイプの人工芝を採用をするということに決定をしました。議員お説のショートパイルと今回採用の人工捲縮性の人工芝の温度差ということですけど、メーカーからの温度抑制効果比較ということで、参考ということでいただいた資料によりますと、東京の7月の13時ごろの気温を想定した実験ですけど、一般的な人工芝が60度の場合に、この捲縮性人工芝に対しては、51.4度、温度差が約8.6度という効果の比較が出ています。

○ 議長 島袋義範君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

わかりました。先日、所管事務調査で調査の中に、宮城県のグランディ・21と、それと日立市の日立市民運動公園の中の野球場を視察してきました。村長も同行されていたので、同じものを見聞きしてきたんですけども、日立市の野球場の施設管理者の説明だと25%ぐらい、温度を抑制する新しい人工芝が最近、出ているという説明があったんですが、60度の25%というと15度、45度ぐらいになるというんですけど、その辺の情報はございませんか。

○ 議長 島袋義範君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知念利次君

私もその話を聞いていまして、直接、茨城県の日立市の折笠スポーツ広場というところに、電話で問い合わせをしました。管理人に聞くとところによりますと、向こうは人工芝の練習用のグラウンドと、あと同じく捲縮性の人工芝を2面あるそうですので、向こうの気温が33度のときに、練習用の温度が48度と、この捲縮性の人工芝が46度というお話を聞いています。先ほど、私が言いました実験による温度差とは大分、かけ離れているんですけども、実際は、折笠スポーツ広場のほうでは、一般の人工芝と捲縮性の人工芝は、さほど温度差がないということを知っています。

○ 議長 島袋義範君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

温帯気候、亜熱帯気候、気候の違いがあると思いますけれども、向こうでこう温度が測定されたメーカーのデータをこれまでの答弁でも聞いてきました。この捲縮タイプの人工芝、例えば3メートル四方ですよ。この施工予定の人工芝を取り寄せて、屋外運動場の屋外の空きスペースがありますよね。そこに設置をして、湿球黒球温度計を置いて、実際測定をされて、伊江村独自のデータをとられたらどうですか。ずっとメーカーの示すデータだけですよね。気候も違うので、独自のデータをとれると思うんですけど、そういうこと考えられたらどうですか。

○ 議長 島袋義範君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知念利次君

おっしゃるとおり、実際の伊江村での実験も必要ではないかということですが、場所は本島の金武町のフットボールセンターのほうも行ってきました。向こうの場合、外気温が約32度、向こうは天然芝と人工芝、両面をサッカー、サッカーコートがありますけど、実際、温度を図ってみると、天然芝で37度、人工芝、ロングパイル、人工芝ですけど、ゴムチップが通常は黒、さらに温度抑制をするために、ベージュのゴムチップを採用しております。その温度が実際に測ったら40度ということで、約3度の温度差でありました。その話を聞きますと、去年の4月に供用開始されていますけれども、暑い等のクレームもないと。実際の散水の実施もないということも聞いております。去年の4月から運用開始後、ほとんど管理もしていないということをおっしゃっていました。そういった経緯もありますので、この捲縮性の人工芝では温度抑制ができるということで、そう思っています。

○ 議長 島袋義範君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

我々も恩納村の赤間のサッカー場を視察してまいりました。向こうは風通しもいい、熱がこもらない環境の高台にあるので、そういうデータ結果だと思うんですけど、私が言っているのは、なんでこれにこだわるかという、やはり野球場では県内に施設がないものだから、人工芝の特性もいいところもいっぱいありますよ。雨降ったあとに、すぐ使える。あるいは冬場はまた逆に暖かい状況で使えるという特性もいっぱいあるんですけど、やはり欠点ともしっかりと向き合わないと、事故が起きてからでは私は遅いなということで、こういう話を何度もさせています。

野球場、同じような環境ですので、そこに人工芝取り寄せて、そんなに高いものではないですよ。御存じのように3万円から5万円ぐらいのものでいいものが買えると思います。これを設置をして、夏1年中、夏であるわけではないので、この3カ月ぐらいもっと測定をして、やはり気温の低い午前中や午後、この日中の温度の違い、そういうのを前もお話をしましたけれども、日体協で、スポーツ指針がありますねWBG T、レベル指針が、それに照らし合わせて、どうなのかというデータを村独自で持つておくことで、暑さ指数を参考にするので、よりの確な情報を提供して、安全に利用してもらえる方法を今のうちで、あと2年ありますので、これつくったらどうかということですが、どうですか。

○ 議長 島袋義範君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知念利次君

議員がおっしゃっている湿球黒球温度指標というのも、暑さ指数ということで、日本体育協会から出されているものであります。実際、熱中症予防対策の一環だと思えますけれども、確かにこれを用いて、実際の熱中症対策も必要だということは、一応は認識しております。

実際の人工芝もできるだけ取り寄せができるのであれば、そういう暑さ指数ですか、それも一応は参考に調べながら実施していきたいと思えます。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

少しだけ補足させていただきます。内間議員におかれましては、独自の調査、あるいは今回の所管事務調査の中でも公営企業の委員の皆さん一緒に、その辺の部分の視点として、所管事務調査もさせていただきました。そういう中で、実態としては、60余度、40度という部分で使用していく中での懸念というのは、大きな開きはないということはあるんですが、実際、先ほど来、議員がおっしゃっているとおり、やはり現地である伊江村で実験をして、独自のデータを取得をして、今後の野球場の利用に生かすべきではないかということですので、その辺は十分に必要だと思っております。今後担当課を含めて、メーカーと調整をさせながら、野球場ができたときの運用方法、あるいは利用時間等、その辺の部分に生かせるような、データの収集ということで、今後担当課とメーカーと協議をさせて、データ収集ができるように取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

よろしくお願ひします。2点目の「農業従業者不足の雇用対策について」は、前向きな答弁をいただいて、協議委員会を設置して、協議していくということの御答弁がありました。皆さんも御存じだと思いますけれども、法改正されました、農業実習生の幅を広く農繁期のみの雇用、6カ月間の雇用の最長6年間という法改正と、それと答弁にもありましたけれども、沖縄県においても、その法改正で、戦略特区で今、沖縄県が戦略特区をとっているのは、観光分野と、それと医療と保育の部分を広げて、農業分野にも広げていくという働きかけを農業者団体から県は受けて、国へ要請しているというふう聞いています。どっちにしろその2つの情報が一緒に合致しないと、どうしても私はこれ今、投げかけてはいるんですけども、なかなか話は前に進みにくいと思えますけれども、こういう現状で大変苦慮しているということをお理解していただいているものだと思います。外国人、村内における埋もれたシルバー人材というんですか、そういう方々にも視点を当てて、なおかつまた外国人就労にも視野を広げて、お互い情報を共有しながら、取り組んでいければと思います。

今回の所管事務の話に戻りますけれども、茨城県の鉾田市に行ってまいりました。鉾田市には1,400名余りの外国人実習生を受け入れているそうです。我々が視察、研修に伺ったグリーンビジネス組合は、120名でしたか、50件の農家に派遣していると。いろんな一人一人の農業実習生が上げる生産額が888万円と言っていました。びっくりしました、これを聞いて。それ以外にも租税公課というんですか、国民健康保険なり、そういうふうにも効果もあるという、我々が気づかないところまで細かく資料に見せていただきました。今回、こういう資料、今村内にも実際いらっしゃるんですけども、これだけ不足しているまです実態がどれぐらい足りないのかということも把握しないといけないと思うので、そういう協議会を通して、実態把握から進めて、先ほども言いましたけれども、情報を共有しながら、一緒にこの課題解決に向けて取り組んでいければと思います。村長、最後に答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思えます。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

今回、先ほど来、行政報告でも申し上げましたが、経済・公営企業委員会と一緒に所管事務調査を同行させていただきまして、先ほどありました野球場の路面の人工芝の問題、課題。あるいは当面の大きな課題となっております農業従業員の確保につきましても、外国人就労で大きな成果を上げている銚田市を訪ね、そこを直接、派遣している事業者、あるいは加工、さつまいも農家ですね。あるいはシソの栽培の農家の圃場も実際、見せていただきまして、先ほどありますように、1人の外国人就労者の経済効果といえますか、農業生産効果、その辺も細かに計算をされておりました、銚田市は先進地だという部分を実感しておりますし、先ほどありました健康保険税、あるいは村税の収入、あるいは年金についても、しっかりと住民登録をして、ちゃんと適切に対応をしていくという部分もありますし、外国人就労者を入れると治安が悪くなって、事件が多くなるのではないかというような部分に対しまして、組合長はそういうことは一切ないと。お互いが持っている懸念、課題について、しっかりと答えられていたという部分が印象的でありまして、今後の伊江村においても、先ほどもありましたが、村内にあるシルバー人材の余剰労働力も活用しながら、なおかつ不足の部分については、県外、県内そして外国人の就労に向けて、そういう協議会を設置をしまして、実態調査をして、今後どのような感じで向けて取り組んでいくかという部分の共通認識を、農業者、農業団体、行政、そして議会も含めて、その辺の部分の認識として、今後取り組んで、農業者の労働力が懸念される本村の農業の振興にまた、皆さんの協力も得ながら、今後一生懸命、取り組んでいきたいと思っております。一緒に頑張っていければと思います。

○ 議長 島袋義範君

これで5番 内間広樹議員の一般質問を終わります。

しばらく、休憩します。

(休憩時刻14時35分)

再開します。

(再開時刻14時45分)

○ 議長 島袋義範君

引き続き、一般質問を行います。

次に、10番 名嘉 實議員の登壇を許します。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

通告に基づきまして、一般質問を行います。

私は1点目に、幼稚園の2年保育計画について。

2点目に、総合運動公園の競技場エリア建設計画について。

3点目に、2018年度から、国保の財政運営が市町村から県に移管されることについて、質問をします。

まず初めに、幼稚園の2年保育計画について、質問します。

平成30年度から開始予定の幼稚園の2年保育計画について、去った6月定例会でも、この件に関し一般質問を行いました。私の質問に対する教育長の答弁は、「今後、2年保育検討委員会を開催し、さまざまな課題を検討をして、新年度を迎えることを行っていきたい」というものでした。現在、保育所に入所している3才児の関係者は、村からは何の説明も受けておらず、来年度から幼稚園に入園するものと考えています。そこで質問をいたします。

(1) 2年保育検討委員会は何回開催され、どのような意見が出されたのでしょうか。

(2) 施設、保育体制、保護者負担の面で、教育委員会としては、具体的な計画はあるのでしょうか。

(3) 現在、保育所に入所している3歳児の保護者に対し、村として早目に説明するべきだと思っておりますが、

その計画はあるのでしょうか。

幼稚園の2年保育計画について、以上3点質問します。

2点目に、総合運動公園の競技場エリア建設計画について、質問します。

400メートルグラウンドを有する競技場エリア建設計画に対し、村民の間では、少子化と高齢化が進む中で、400メートルグラウンドを利用する人はどのくらいいるのか、維持費がかかりすぎ、他の分野の予算が削られるのではないかと。ムダなものではないかという声が広がっています。私も全く同感であります。この計画について、地権者や農家に対する説明会が開かれたのは1回だけで、現在どうなっているのか不安を抱えている農家の方々がいます。

平成26年3月に作成された「総合運動公園全体実施計画調査報告書」では、平成29年度に、基本・実施設計を行い、平成30年度から31年度にかけて新築・整備工事を行うスケジュールになっておりますが、このスケジュールは進行していません。そこで質問します。

(1) この計画が、当初のスケジュールどおり進んでいない理由と今後のスケジュールについて伺います。

(2) 競技場エリア予定地で、約2,000坪の葉タバコを生産している農家Mさんは、「650アールに葉タバコを植えているが、予定地内は地力があり適度の風が吹くので葉タバコの葉に厚みがあり、どの畑よりも品質がいい。減反政策が進められている中で、同等の代替地は探せない。競技場建設計画には絶対反対する」。小作をしているSさんも、「約600坪栽培しているが、同等の地力がある代替地はそう簡単に探せない」と述べています。建設計画に反対の農家が出た場合、どう対処するのでしょうか。

(3) 完成した屋内練習場エリアの当初予定の事業費と、最終的な事業費はどうなっているのか。(国、村の負担割合も含めて) お伺いします。

(4) 野球場エリアの当初事業費と、最終的な事業費の見込みはどうなっているのか。(国、村の負担割合も含めて) お伺いします。

(5) 屋内運動場の北側の平張りハウスで菊栽培している農家からは、「施設の完成後、ドームの屋根からの反射熱がひどく暑くてたまらない。なんとかしてほしい」との要望が出されています。ドームの反射熱対策をするべきではないでしょうか。

3点目に、2018年度から国保の財政運営が市町村から県に移管されることについて、質問します。

8月31日付、沖縄タイムスは、「国保料28市町村で増額」の見出しをつけ、県内全市町村の「2015年度1人当たり実績保険料」と「2017年度の試算結果」の比較表を、琉球新報は、「2015年度に課された保険料の平均額」と「2017年度の試算結果」の比較表を報道しています。沖縄タイムスは、「1人当たり実績保険料」と、琉球新報は、「保険料の平均額」、表現の違いはありますが両紙とも28市町村で現行を上回ると、報道しています。伊江村は、1万4,615円、約20%の引き上げになる見込みとされていますが、報道のとおり額が引き上げられると予測しているのでしょうか。

また、現在は国保料と国保税二通りの徴収となっていますが、県に移管された場合「国保料」に統一されるのでしょうか。

大きく分けて、3点について、質問します。

○ 議長 島袋義範君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成君

名嘉議員の1点目「幼稚園の2年保育計画について」の御質問に、お答えいたします。

お説のとおり、去った6月の定例議会において、検討委員会の中で課題解決を図り、平成30年度実施に向け進めてまいりました。

1つ目の「2年保育検討委員会は何回開催され、どのような意見が出されたのでしょうか」について、お答えいたします。

検討委員会は、今年度6月と8月の2回を開催しております。

検討委員会では、教育委員会の職員で、宜野湾市の普天間幼稚園と普天間第二幼稚園の2カ所を視察し、人員体制や施設の状況、2年保育開始に当たってどのように進めてきたかなど、内容を説明した上で、村の幼稚園と比較し、課題の再確認を行いました。

また、検討委員から「2年保育をするとすると、現在の幼稚園舎は狭隘である」「トイレの数が少ない。靴箱や収納棚の整備が必要」、「職員の配置後には、その職員の研修期間も必要では」などの意見があり、次のような主な事項の確認を行っております。

①現在の両幼稚園の拡張工事については、許可を得るための県との調整や補助事業として申請及び整備について、調整が必要であること。

②幼稚園の帰宅時間が午後2時となりますので、2年保育を実施することで、預かり保育での対応が必要となり、幼稚園授業料と預かり保育料が発生すること。よって、保育所で預ける時間より保護者負担がふえることがないよう、保育所の保育料及び幼稚園授業料と預かり保育料の調整が必要であること。また、それに伴う条例や規則等の整備が必要であること。

③職員の配置について、各園2学級編成になることから、現職員を合わせて、それぞれ正職員2人、臨時職員1人となること。幼稚園降園後は、預かり保育を実施するが、その実施体制を民間と協力して実施していくこと。

④預かり保育での運営体制について、臨時職員を2人ずつ採用すること。

⑤職員の確保に向けては、今年度で取り組みますが、施設整備の調整に時間を要することもあり、保育環境を整備し、保護者が安心して幼稚園に入園させ、幼児の健やかな成長を図れるようにするためには、スケジュール的に困難であり、体制をしっかり整えてからスタートするには、平成31年度に開始時期を改めた方がよいこと等が、検討委員会での確認内容であります。

2つ目の「施設、保育体制、保護者負担の面で教育委員会としては、具体的な計画はあるのでしょうか」について、お答えいたします。

1つ目と重複する部分もありますが、施設については、広さを確保するため、改築工事を実施いたします。伊江幼稚園は、東側に増築し、西幼稚園は、北側に増築する予定であります。また、靴箱やかばん等を入れる棚、男女のトイレの増設等が必要となります。

保育体制については、両園それぞれ、正職員2人、臨時職員1人、預かり保育臨時職員2人の体制を考えております。

保護者負担の面では、現在の保育料を勘案し、保育所で預ける場合と比較して、幼稚園授業料と預かり保育料を合計した場合、保護者負担が増額にならないよう幼稚園授業料等を減免する等、対策を講じていきたいと考えております。

3つ目の「現在保育所に入所している3歳児の保護者に対し、村として早めに説明するべきだと思いますが、その計画はあるのでしょうか」についてお答えします。

検討委員会での内容をまとめ、実施に向けて見通しがついた段階で入園前の保護者への説明会を予定していましたが、施設整備等、まだ確定していないものもあり、説明会には至っていないのが現状であります。9月中には、平成31年度から2年保育を実施する旨を、現3歳児以下の保護者全員へ通知すると共に、今年度中に保護者向け説明会を開催していきたいと考えております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

2点目の「総合運動公園の競技場エリア建設計画」についての御質問に、お答えをいたします。

1つ目の「当初のスケジュールどおり進んでいない理由と、今後のスケジュール」についての御質問にお答えをいたします。現在工事が進められています野球場整備工事の事業スケジュールが当初、平成29年度完了予定でありましたが、国の財政状況により、2カ年遅れの平成31年度の完了となっております。計画スケジュールに遅延が生じていることから、競技場エリアの今後のスケジュールについても、実施設計を平成30年度、用地買収を平成31年度、工事を平成32年度開始し、平成34年度完了となり、当初計画より3カ年ほどの遅滞が生じる状況にあります。

2つ目の「建設計画に反対の農家が出た場合、どう対処するのでしょうか」の御質問について、お答えをいたします。計画についての地権者に対する説明会において、地権者からは計画地と同等の代替地等の確保についての御相談があり、村として誠意を持って対応すると申し上げた経緯がございます。

今後とも、地権者への丁寧な説明が重要と考えておりますので、個別説明等を実施いたしまして、御理解を得られるよう努力して取り組んでまいりたいと思います。

3つ目の完成した屋内練習場エリアの当初予定事業費は、14億7,651万円で最終的な事業費は、15億547万円、負担割合では、国庫負担額が11億9,405万円、村負担額が、3億1,142万円となっております。

4つ目の野球場エリアの当初事業費は、15億8,353万円で、最終的な事業費の見込みは、16億9,693万円、負担割合は、国負担額が、12億7,270万円、村負担額は、4億2,423万円となっております。

5つ目の「施設の完成後、ドームの屋根からの反射熱がひどく、暑くてたまらない。なんとかしてほしい」の御質問にお答えをいたします。伊江村多目的屋内運動場は、平成28年4月の供用開始以来、ゲートボール、ウォーキング、スポーツ少年団と、スポーツ活動等に多く利用をされております。

議員お説のドーム屋根からの反射熱については、メーカー等に問い合わせたところ、屋根が曲面で、太陽光での反射は考えられますが、金属の屋根に比べて集中した光の反射では無く、拡散した光の反射かと思われるとのことでした。「反射熱が暑くてたまらない」とのことですが、メーカー等によりますと、膜材の屋根はそれほど暑くならない性質で、外気温35度に対し、膜屋根表面温度40度、平均放射温度37度との計測結果の報告がありました。しかし、この計測結果は現地での結果ではありませんので、今後、現地調査を実施いたしまして、改善対策について、検討してまいりたいと考えております。

3点目「2018年度から国保の財政運営が市町村から県に移管されることについて」の御質問にお答えをいたします。

国民健康保険の運営主体が市町村から都道府県へ移管されることについてですが、正確には国民健康保険の事業運営を都道府県と市町村が共同で担うこととなります。

平成27年5月27日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立、施行され平成30年度から、都道府県と市町村の共同運営が決まりました。

これまでの国民健康保険は、市町村が保険者となり、資格管理、保険財政、保険給付、保健事業など、事業運営全般を担ってまいりましたが、被保険者の高齢化等に伴う医療費の増大により、毎年赤字が発生し、脆弱な財政基盤の市町村では、国民健康保険財政を支えることが困難な状況となっております。

そこで国は持続可能な医療保険制度を構築するため、今回の国民健康保険制度の改正を行っており、国民健康保険の財政運営の責任主体を市町村から都道府県とすることで、規模の拡大による国民健康保険財政の安定化を図ることとしております。

市町村は被保険者が納めた保険税（料）に市町村の負担金を加えて、国保事業費納付金を都道府県に納付

します。また、被保険者証の発行等の資格の管理、保険税（料）率の決定及び賦課・徴収、保険給付、地域の特性に応じた保健事業の実施などはこれまでどおり市町村が行うこととなります。

一方、都道府県は、前年度の実績等に基づき市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定し、市町村から納付金を集め、それに国・県の負担金・交付金や被用者保険等からの交付金を加えて、保険給付に必要な費用を市町村に支払いをいたします。

さて、1つ目の御質問の「国保財政運営が市町村から県へ移管されることで、国保税額が引上げられると予測しているのでしょうか」について、お答えをいたします。

平成29年8月31日付の新聞報道は、平成29年度に国保の財政運営が、県へ移管されたと仮定し、平成27年度の国保税（料）と比較した試算結果の公表であります。平成30年度から沖縄県が国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体となることから、その準備行為の一環として、沖縄県で試算を行い、一人当たりの保険税（料）額について、県内市町村におけるあるべき保険税（料）額のあり方を示したものであります。

これまでの県内市町村の国民健康保険におきましては、保険税（料）の負担軽減及び国保財政の安定運営を図るために、一般会計から多額の法定外繰入を含めた財源で運営をしております。今回の試算結果は、一般会計からの法定外繰入金を加味した試算結果となっており本来、被保険者が負担すべき保険税（料）額に近い姿で示されたものだと考えております。当面は、沖縄県から示された保険税（料）額を基本とした賦課を考えております。

2つ目の「県に移管された場合国保料へ統一されるのでしょうか」についてお答えをいたします。

国民健康保険事業に要する費用を徴収する方法として、「国民健康保険法を根拠とする保険料」と「地方税法を根拠とする保険税」の2つの徴収方法がございます。県内におきましては、40市町村が保険税方式を採用しているところであります。

保険税、保険料の統一に向けた協議につきましては、沖縄県国民健康保険広域化等連携拡大会議において、平成30年度からの協議、取り組みとされており、村といたしましては、統一に向けた協議等を注視しながら、現行の保険税制度による運用を図ってまいりたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

2年保育について、2回目の質問を行います。4点ほど質問をします。

1点目は、今回の答弁については、私が6月定例議会で質問をした内容に、ほぼ回答した内容になっております。がまだ追加して質問すべきものがありますので、質問いたします。

まず1点目は、保育体制についてですが、答弁書では、両園それぞれ正職員2人、臨時職員1人ということになっています。預かり保育は別として、これについては、私、伊江幼稚園の給食時間に見にいってきたんですが、正職員1人と臨時職員1人、2人で子どもたちに料理を皿に入れてあげていました。この給食時間については、幼稚園生は慣れていませんから、職員2人がかりで配食をしているわけです。この答弁では、両園それぞれ正職員2人、臨時職員1人ということになっていますが、給食時間を見た限りでは、臨時職員も2人必要ではないかというふうに思いますが、どうですか。

○ 議長 島袋義範君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成君

今、両園、職員2人、臨時職員1人と答えております。この運用の中で、預かりのほうも2人予定しております。時間的に早めに出勤をさせたいと考えておりますので、その給食時間の対応も可能と考えており

ます。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

はい、わかりました。あともう1点、今回一般会計補正予算が出されていますが、補正予算で幼稚園の増改築設計委託料として800万円計上されています。これは設計する段階で現場の声を反映させる必要があると思いますが、そういう現場の声を設計の段階で現場の声が反映されるような機会というのは、ありますか。

○ 議長 島袋義範君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成君

現在でも、検討委員会とは別に各幼稚園の先生方と、担当のほうで意見交換会をやっております。席においても、現場の声を拾い上げて、改善に向けて取り組みをしていきたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

保護者への説明会については早目にしないと、保護者は幼稚園に入ったら制服が必要だとか、あるいはかばん、そういうのも今のところ必要ですね。現在の幼稚園生は制服だし、帽子もあるし、かばんもあるということで、その準備も考えている方々もいます。この保育体制、その2年保育になる時期について、1年遅れますよということを早目にやっていただきたいと思います。どうですか。

○ 議長 島袋義範君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成君

保護者への説明会につきましては、その前に、平成31年度からの開始になりますという保護者への1年延びますということの説明する文書を、9月中旬に発送を予定しております。年度内にある程度、今言いました制服等の件も、それからほかにも細かい点を検討しないといけないので、今年度中には説明会を持っていきたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

今年度中というと3月ですね。今年度中では遅いですよ。

○ 議長 島袋義範君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成君

9月中の文書で、平成31年度と、1年延びるということは、説明を文書でやっております。細かいことについては、さらに保護者の皆さん集まってもらって、細かく説明したいということは、年度内ということで、それぞれ今、準備をするのがあるので、時間が必要ということでもあります。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

この計画については、幼稚園の2年保育については、村長の施政方針で述べられました。施政方針で述べ

るのであれば、当初予算でこういう計画をするべきだったと思いますが、村長、最初の施政方針で計画は述べたことと、予算化されなかったことについてはどうお考えですか。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

名嘉議員の予算の計上と、私の施政方針の整合性、関連性からいうと、全くそのとおりだと私も思っております。この辺、2年保育につきましては、村長である私と、教育委員会の中での基本的な考え方、意思疎通的な部分がなかなか諮れなかったという部分もあったのかなと自己反省もしておりますが、総合教育会議の中で、初めて私が平成30年度に向けて実施するように取り組む決意を申しした経緯がありまして、その後、欠いている課題が、要するにこう散見をしてきた。私としては、今の現状の施設規模の中で、あるいは地域連携室を活用して、その人的な体制を整えれば、2年保育は十分可能だという考え方でありましたが、平成29年度になって、その辺の平成30年度の実施に向けての課題を抽出を、教育委員会の中でしっかりとやってほしいという分を申し述べて初めて、検討委員会での主な事項の確認という部分ができたわけでありまして。おっしゃるとおり、平成30年度を目指すのであれば、それ以前に施設の増改築、あるいはトイレ等の部分がしっかりと私のもとに届いていれば、当初予算の中での計上、十分可能だと私は思っております。その辺は内部のことですから、多くは申し上げませんが、その辺の事情があったということを理解していただきたいと思っております。

2年保育については、平成27年度から検討委員会を設置をしまして、初めて平成29年度の2回の会議の中で、課題が抽出され、報告があったという部分を理解をしていただきたいと思っております。私としては、平成30年度に向けて、2年保育を実施をしたいという思いもありましたが、しかし、このような問題、課題が出てきたときには、しっかりと体制を整えて、保護者あるいは子どもたちに不利益がないように、しっかりと2年保育の幼稚園の中で、幼児教育ができるような体制を整えて、2年保育に移行をしていきたいという部分で、教育委員会との協議の中で、平成31年度実施に向けて、繰り延べをするというような決断をした状況でございます。議員がおっしゃるように、施政方針が平成30年度に向けて述べたのであれば、当初予算での予算計上をすべきだという部分は、そのとおりだと思っておりますが、図らずも、施設整備あるいは人的部分で、30年度はなかなか厳しいという部分の判断をして、平成31年度に向けて今回、実施設計を計上して、平成30年度で施設整備をして、平成31年の4月の2年保育に向けて、万全の体制で取り組んでいきたいというふうに今、思っておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

2点目の競技場エリア問題について、質問します。

今後のスケジュールについて、この答弁に漏れはありますか。

○ 議長 島袋義範君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知念利次君

当初スケジュールは、実施計画調査に基づいた計画スケジュールでありまして、今後の予定としましては、答弁書のとおり、実施設計を平成30年度、用地買収を平成31年度、工事を平成32年度開始をし、平成34年度完了という、当初計画より3カ年の遅れが生ずる状況であります。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

今後のスケジュールについて、実施設計を平成30年度に行うと、それからずっとあるんですが、実施設計をする前に、やるべきことはありませんか。

○ 議長 島 袋 義 範 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知 念 利 次 君

名嘉議員のおっしゃっていることは、用地買収のことだと解釈をしております。用地取得にあたり、租税特別措置法に基づく事業認定が必要と、手続が必要となってきます。その事業認定手続きを申請するに当たり、詳細な資料を準備、要求されるためには、実施設計がどうしても必要となってきます。そのために実施設計を先行して、翌年度用地取得という段階に進んでいきたいと思っております。もちろん、実施設計を発注する前には、地権者の同意は必要だと認識しております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

実施設計をする前に、地権者の同意が必要ということですが、いつからやりますか。

○ 議長 島 袋 義 範 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知 念 利 次 君

実施設計は平成30年度ということですので、どうしても年度内、平成29年度内には同意は得る必要があると思います。

○ 議長 島 袋 義 範 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

建設計画に反対する農家が出た場合、これは地権者に対してはていねいな説明が必要だと考えているところです。同意説明を実施して理解を得られるよう努力をしていくということですが、それでも地権者が納得しなかった場合、どうしますか。

○ 議長 島 袋 義 範 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知 念 利 次 君

全体説明会は1回ということでありまして、今後、個別説明会を実施いたしまして、用地単価も提示しながら、地権者の代替地も含めて地権者への説明を、丁寧に実施していきたいと考えております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

それでも納得しなかった場合は、どうしますか。

○ 議長 島 袋 義 範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

この総合運動計画の整備につきましては、野球場までは多くの村民の理解を得ていると。屋内運動場もで

すね。そういう中でずっと申し上げているとおり、議員の質問趣旨にもありますが、子どもは減る、人口も減っていく。そういう中で身の丈ですか。それ以上の400mの陸上競技をつくるというのが、本当に果たして今の時宜を得た。あるいは大丈夫かというような、多くの村民の皆さんの意見を聞いて、名嘉議員がこの一般質問でされていると思っておりますが、社会体育施設の一面も持っておりますが、私はずっとこれまで前大城勝正村長から引き継いで、一般質問、あるいは質疑の中でも申し上げたとおり、ぜひ議員も含め、多くの村民の皆さんには、今後伊江村が第一次産業と連携をして、なおかつ観光産業を今後島の大きな基幹産業とする、ひとつのスポーツコンベンション、スポーツ合宿、大きな地域活性化の施設という部分の視点からぜひ、考えていただきたいと常に申し上げてきたところであります。あわせて子どもたちの将来に向けての陸上競技を400mグラウンドとしての大きな中学の大会、あるいは高校、その辺の役割も果たしつつ、地域活性化施設、スポーツコンベンション、合宿等を受けるための必要な施設として、ぜひ御理解をいただきながら、同意をいただきたいと申し上げてきたところであります。

そういう中で、1回目の答弁でもありますが、地権者に1回は説明をした中で、私とその報告の中ではいろいろとここに書いてあるとおり、非常に優良農地であるという部分もあります。そういう中で、事業に理解を示しつつも、やはり優良農地がこう消失していくという部分の中で、これと同等の優良農地の代替地をぜひ確保して、検討をしていきたいというような農家が二、三件あるというお話も伺っております。これまで述べたとおり、そういう部分の理解を得ながら、村としても農家がおっしゃっている農地の確保に向けて、村も主体的に先頭に立って、農家が希望するような代替地、農地を確保をして、理解を得ながら事業の推進に当たってまいりたいと思っております。最終的にこの施設内に反対が出れば、これは当然のごとく、この事業ができるわけはありません。そういうことであります。ただ、そうならないように、これまでもずっと申し上げているとおり、島の将来にとって必要な施設、その辺の部分も強くお願いをしながら、優良地の農地の代替地の要求がありますから、その辺の部分も村として一緒になって、農家に不利益が出ないようにをずっと一緒になって、ていねいに説明をしながら、事業の実施、推進に当たって理解をやっていくというように、今後全庁体制で取り組んでいきたいという思いであります。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

地権者の同意を得られなかった場合、この計画を中止をするということによろしいんですか。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

はい。地権者の同意がなければ、事業が実施できるわけはありませんので、その辺はしっかりと同意が得られるように、丁寧に説明をして、この事業の推進ができるように当たってまいりたいと思っておりますが、事業の計画を見直しするか、どちらかだと思って、いずれにしても地権者の同意がなければ、事業の推進はできません。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

地権者の同意については、これで終わります。

完成した屋内運動場エリアの事業費ですね、それと競技場エリアの当初のその事業費について、当初計画と実際の計画では、相当膨らんでいるということがわかりました。この屋内運動場について、B&Gの職員

がまとめている資料、この間もらってきたんですが、平成28年5月から平成29年の3月まで11カ月分がまとめられています。総合運動公園の実施計画調査報告書では、その計画では、収入は303万7,500円になっています。ところが実績は、平成28年度5月から平成29年3月までの11カ月で29万3,550円です。これは計画の9.7%ですよ。このことについて村長、どうお考えですか。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

当初計画に対しての実績が非常に低いということに対して、どう思うかという部分ですので、私は詳細な報告も実績も受けておりませんので、今後教育委員会からの報告も受けながら、対処していきたいと思っておりますが、この計画に少しでも近づける、あるいはそれ以上にやっていく努力が必要だと感じております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實議員

維持費については、計画では155万円となっています。しかし実績については、まだわかっておりませんが、維持費についての実績についても、報告をしていただきたいと思えます。

それから平張りハウス、反射熱対策についてですが、今後、現地で調査をするということが答弁をされていましたが、現地では植えつけも終わって、暑い時期に植えつけも終わって、冬に向かって反射熱があっても、植えつけた時期よりは温度が下がっています。そういう一番、暑い時期に測るのが、実際の現地農家の「暑い」という時期じゃないと、今から測定しても、正確な温度は測定できないんですね、これからは涼しくなっていきます。ですからこのメーカーはそんなに暑くならないというような説明をしているということですが、メーカーが言っているその暑いときに、ぜひ測定してもらいたいと思えます。

キク農家の方は、これから計画されている400メートルグラウンドの中に入っているんですが、このドームがつくられたことによって、被害と申しますか、仕事でなかなか体力がもう大変だということで、仕事に遅れを来すという被害が出ているわけです。その方は、もう暑さ対策、反射対策をやってくれと。それができなければ、「早く、引っ越ししたい」というようなことも言っています。それについて、どういうふうにお考えか。どうですか。

○ 議長 島袋義範君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知念利次君

暑さに関しては、メーカーの報告では、さほど暑くならないという結果であります。しかし実際、現地での温度の測定も必要だということをお話しております。このお話を聞いたのが、名嘉議員の一般質問で初めてわかったことでありまして、時期的に今からだんだん涼しくなっていく時期であります。できたら暑い時期に、この試験を実施をして測って対策を検討していこうと思っております。

また、地権者のほうにも、私もじかにお話を聞いてきました。やはり暑さは前とはやはり暑いということは、お話をしていましたので、今後ですね、対策等も必要かと思われれます。以上です。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實議員

せひですね。メーカーはいい宣伝しかしませんから、できればメーカーに、自分たちの商品を売り込むときの宣伝だけではなくて、現地で実際に測定してもらいたいと。しかも平張りで何もない状態ではありませ

んし、平張りの中ですから大変ですよ。この暑さ対策についても、ぜひ実績がでるようなことをやっていただきたい。それができなければ、引越しのことも含めて考えていただきたいと思います。

次にいきます。国保について、国保財政について、伺います。答弁では、今回の試算結果は一般会計からの法定外繰入金を加味した試算結果となっておりますということでもあります。健康保険税だけではなくて、各市町村が繰り入れている法定外繰り入れをしたものを保険加入者で割ったものということになってはいますが、平成28年度決算で、保険税収を加入者で割った金額と、それから法定外繰り入れをした金額を、加入者で割った数字について、どういうふうになっているか。伺います。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

平成28年度の決算ベースでいきますと、現年度分の調定額が保険税額で1億4,178,700円、平成28年度中、平均の被保険者数2,096名でございます。端的に割り算いたしますと、1人当たりの保険税額6万7,646円が1人当たりの保険税額になります。当然、平成28年度の決算見込み額でございますので、平成28年度におきましては、法定外繰り入れ6,000万円を加味した保険税額になっております。

もう一つの法定外繰り入れを入れなかった場合の保険税額につきましては、調定額で1億7,501万150円が全体の調定額になると予測しております。同じく、被保険者数2,096名で端的に割りますと、1人当たり8万3,497円が1人当たりの保険税額になるものと推測しております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉實議員。

○ 10番 名嘉實議員

平成28年度についても、今後、法定外繰り入れをした金額を保険税にしていくという方針であるならば、相当な国保税の引き上げになりますよね。これについて、その結果、どうなるか、平成28年度国保会計審査意見書では、国保税の滞納は、平成16年度から平成27年度で81世帯、1,658万2,842円、それから平成28年度で78世帯、359万9,500円になっています。これは国保税、法定外繰り入れをしないで課された、賦課された国保税の滞納分なんですね。法定外繰り入れをしなかった金額を保険料で賄うということにすると、相当な引き上げになって、滞納者が相当増えるのではないかと。また払っている人でも、相当な金を回すために、税金を払うために、相当苦勞すると思うんですが、村長どうお考えですか。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

平成28年度の保険税の決算見込みにおいて、名嘉議員の質問要旨にあります伊江村は1万4,815円、約20%の引き上げになるということではありますが、ほぼこれと近い金額の差が、平成28年の決算で出ていると。要するに6万7,646円、8万3,097円ということで、私が先ほど申し上げましたとおり、保険税、要するに法定外の繰入金を加味した、要するに県の試算であると思っております。なぜ、今回の国民健康保険の制度改革が行われたという部分になりますと、もう国保、構造的な問題を抱えていて、全国の中で、全国のほうはまだ黒字もありますが、沖縄県においては、先の戦争の影響もあって、前期高齢者納付金が非常にこう少ないという部分もあって、これまでも厳しかった国保財政が、なおかつこの制度改革で前期高齢者納付金の制度によって、余計、苦しい国民健康保険の運営を余儀なくされているところでもあります。そういう部分の全体的において、市町村がもう国保の事業運営をすることは、もう限界に来ているという部分を、国のほうでも認識をされまして、今回の制度改革の中で、県をひとつしたスケールメリット、広域化の中のこの国民保

険の一翼を担っている国民健康保険制度の維持、将来的には維持を図るための制度改正だと思っておりますので、議員がおっしゃる法定外の繰入金を入れた場合、で今までどおり、村としては毎年6,000万円から7,000万円の法定外の繰り入れをして、被保険者の負担軽減を図ってきた経緯がありますが、この財政の責任主体である沖縄県のほうで議論をされていく問題だと私は思っております。そういう中で、県全体の中で保険税の軽減に向けた、議論が加速をし、各市町村においても、その応分の負担をして、県民の県の国保の保険制度に加入して被保険者の保険税、量の負担を軽減していくという方向性の中であれば、しっかりと伊江村としても、伊江村の国保加入者の負担軽減に取り組んでいきたいというふうに思っております。責任主体である財政主体、そして安定化の主体である保険者である沖縄県の動向も見ながら、村としても、しっかりと伊江村の被保険者が、この市町村から県への保険者の意向によって、不利益がそういう支障がないようなことを今後もしっかりとやっていきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

あまり具体的でなくて、わかりにくいんですが、今後県が示すような計算の仕方でいくと相当、引き上げられますよね。村長、法定外繰り入れは今はしない方向で考えているんですか。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

先ほど申し上げましたとおり、なぜ沖縄県が保険者となって、今回の改正が行われるかというような方向性を鑑みたときに、この各市町村のばらつき、法定外を入れる市町村、入れない市町村、これは県にも申し上げておりますが、しっかりとした見解を県に示してほしいということを申し上げているところであります。今、沖縄県は、「各市町村に任せます」という逃げの態勢ですが、これでは保険者としての財政運営をしっかりとやっていく中での態度としては、非常に責任的な部分で私はしっかりとして県が平成30年度の国民健康保険の保険者となるのであれば、しっかりとした態度を県に示していただきたいと思っております。保険税各41市町村の中で保険税が高かったら、法定外繰り入れを入れてください。いや、財政が厳しければ、入れないで名嘉議員がいう県が示したその辺の保険税で課税してもいいですよというような考え方での、県の今の国保の運営の考え方、保険料の課税については、私は理解、認識を異にしておりますので、今後担当課長、私も含めてしっかりと県として保険料の課税については、県の統一的な見解を示してほしいという部分で申し上げていきたいと思いますし、決定を受けて今後、伊江村の保険税の賦課については、検討していきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

県の説明も担当者に聞いたら、くるくる変わっていると。くるくる変わっているのは国の方針がくるくる変わっているからなんですよ。国の方針も第一次報告、第二次報告、第三次報告まで出されていますよね。国がそういうふうにくるくる変わるから、県も変わらざるを得ないんですよ。国保財政が非常に厳しくなっているというのは、そもそも国が市町村の国保財政に対する補助金をどんどん減らしていったからなんですよ。特に沖縄は村長も言われましたが、戦争の被害が多くて、国からの補助金が少ないということだそうですが、この本土に比べて少ない補助金を沖縄については、特に見直せという要求もされているようですが、なかなか国が動かないというのが実際であって、各自治体がいろいろと苦勞されているわけですが、報道さ

れているような国保税が実施された場合、私は非常に払えなくなる人がたくさん出てくると思います。今後とも県がひとつの財政運営をするといっても、市町村にはゆとりがあるところ、伊江村はいいほうですよ。財政、これはきょう8月31日現在の基金保管状況ですが、財政調整基金が17億円余り、それから隠れ財調と言われている減債基金が7億4,400万円余りあります。そういう金を使うならば、あまり大規模な工事にするのはやめて、そういう社会保障費に金を使ってほしいということが、村民の要求だと思いますよ。ぜひ今後とも法定外繰り入れをして、国保税の値上げがないように、対処して行ってほしいということを述べまして、私の一般質問を終わります。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

国民健康保険制度の目的、あるいはこれに加入している皆さんが安心、安全に保険税を払って、病院の診療を受けていくという部分は、名嘉議員も私も同じ思いだと思っております。

そして先ほど来、述べられています国からの補助金、療養給付費の負担金が私の担当のときには40%を超えていましたが、今は多分30%ぐらいでしょう。基本的に考え方が同じであります。国からの負担金が減ってきて、お互いの市町村、国保の保険者にしわ寄せが来て、多くの繰り入れを余儀なくされている状況だと思っております。そういう中で、先ほど申し上げましたが、県の中で方向性の部分が示されて、基本的な試算の中で伊江村の課税状況をしっかりと計算をした中で、今後被保険者の負担能力とかみ合わせながら、今後の伊江村の保険料の賦課決定には臨んでいきたいと思っております。

まだ、しっかりとした部分が県から示されておりませんので、見極めながら、なおかつ先ほど申し上げました県として、どのぐらいの繰り入れをして、保険者として繰り入れをして、市町村の負担をどのぐらいにする。県が8割入れてとかいう部分の制度で、県もしっかり5割ぐらいを繰り入れをして、その残りの5割でやったときにもなおかつ、伊江村の被保険者が現行の保険税の負担額よりも、なおかつ過重な負担になると、そういうような部分の状況があれば、その時点でこの保険税の繰り入れ等については、今後検討をしていきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

これで10番 名嘉 實議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻15時57分)

再開します。

(再開時刻16時12分)

日程第6 報告第7号 平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の提出について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

報告第7号 平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の提出についての、提案理由を申し上げます。

沖縄県土地開発公社の平成28年度の事業報告書、決算報告書が去る7月12日の理事会において承認をされております。

ここに地方自治法第243条の3第2項財政状況の公表の規定に基づき、今報告書を提出し、報告するものでございます。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで報告第7号は終わりました。

日程第7 選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙について、議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって指名の方法については、議長が指名することに決定いたしました。

それでは報告します。選挙管理委員には、西江前1891番地 照屋善市さん、西江上307番地 金城八重子さん、東江前3181-1番地 東江勝秋さん、東江前127番地 城間正治さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、照屋善市さん、金城八重子さん、東江勝秋さん、城間正治さん、以上の方が、選挙管理委員に当選されました。

次に選挙管理委員補充員の指名を行います。

第1位に川平351-1番地 儀保博之さん、第2位に東江上1965-1番地 名嘉元新精さん、第3位に東江前1575番地 喜屋武宗健さん、第4位に西江上1696番地 知念順司さんを指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました、第1位 儀保博之さん、第2位 名嘉元新精さん、第3位 喜屋武宗健さん、第4位 知念順司さんが、選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第8 同意第4号 農業委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

同意第4号 農業委員の任命についての、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員の選出方法が、これまでの公職選挙法に基づく選挙制と、市町村長の選任制の併用から、市町村長の任命の変更になり、その任命に当たっては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意が必要なことから、今回ここに提案をしているところであります。

各区からの推選により、9名の委員としてここに記載をしておりますが、伊江村字川平203番地の6 玉城増生さん、昭和27年3月4日生、伊江村字東江前446番地 知念正和さん、昭和36年12月8日生、伊江村字西江前1553番地の2 (303号) 大城貴子さん、昭和36年6月9日生、伊江村字西江前162番地 玉城正芳さん、昭和28年1月27日生、伊江村字西江上224番地 知念雄二さん、昭和41年8月29日生、伊江村字東江前775番地の1 東江良和さん、昭和35年12月13日生、伊江村字西江上1696番地 (202号) 知念順司さん、昭和37年1月28日生、伊江村字東江上392番地 大城 進さん、昭和43年12月20日生、伊江村字東江上148番地 西江 正さん、昭和31年11月7日生。

以上、9名の皆さんを委員候補者として、区からの推選により選任同意をお願いするものであります。

今回の委員の任命に当たりましては、いくつか条件がございます。まず認定農業者が委員の過半数を占めること。農業委員会業務に関し、利害関係を有しないもの。つまり農業を営んでいない方を1名以上加えること。そして委員の任命に当たっては、年齢、性別等に著しい隔たりが生じないよう、配慮しなければいけないこととなっております。先ほど、読み上げました9名の皆さんにおきましては、認定農業者は5名、非農家1名、女性1名を含めた9名となっており、年齢も40代から60代までの構成となっており、法律で定めている条件をすべて満たし、かつ9名の皆さん全て農業委員としての資質を十分に兼ね備え、最適任と考えているところであります。ぜひ、御同意方をよろしくをお願いをしたいと思います。

なお、最後に任期は、平成29年10月1日から平成32年9月30日までの3年間となっております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。ひとつよろしくお願いいいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております同意第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第4号 農業委員の任命についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第4号 農業委員の任命について、同意することに決定いたしました。

日程第9 議案第48号 伊江村地域福祉計画策定委員会設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第48号 伊江村地域福祉計画策定委員会設置条例の制定についての提案理由を御説明申し上げます。

伊江村の地域福祉計画を策定するため、検討委員会を設置したいことから、本条例を制定する必要があるため、提案するものでございます。

この地域福祉計画策定につきましては、平成30年4月1日から改正の社会福祉法が施行予定となっております。それを受けまして市町村は、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものと規定されており、さらなる努力義務が明記されております。また県からも各種担当の説明会におきまして、地域福祉に関する計画を策定するよう指導がございます。そういうことで地域福祉計画を作成するに当たって、関係機関等の協力をいただきながら、この計画を策定するため、本条例案を提案するものでございます。

それでは条例の内容について、御説明をいたします。

第1条は設置、伊江村における地域福祉に関する計画を策定するに当たり、必要な事項を調査及び検討するため、伊江村地域福祉計画策定委員会を設置したいと考えています。

続きまして、所掌事務、第2条、委員会は前条の設置目的を達成するために、次に掲げる事務を所掌する。1号、2号を定めてございます。

第3条は組織ですが、委員会は15人以内で組織をしていきたいと考えております。委員には識見を有する

者、村内公共団体を代表する者、その他は村長が必要と認める者と規定してございます。構成員の詳細につきましては、識見を有する者として、社会福祉協議会、伊江村議会、あるいは公共的団体を代表する者、区長、老人クラブ、婦人会、青年会、民生委員からの代表者、その他には、役場、学校、医療関係者などを想定をしております。

委員の任期、第4条、委員の任期はこの地域福祉計画に関する調査及び検討が終了するまでと定めてございます。

第5条では、委員長及び副委員長の設置規定。

第6条は、会議の運営方法の規定。

第7条につきましては、必要に応じて、委員以外の者からの意見聴取についての規定を定めてございます。ページを開けていただきまして、第8条は委員の報酬、費用弁償について、規定してございます。

第9条は、庶務規程。

第10条は、委任規程となっております。

なお、附則につきましては、この条例は公布の日から施行していきたいと規定をしてあります。

以上、大まかに条例の内容について、御説明いたしました。議員皆様の御審議のほどをよろしくお願いいたします。以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第48号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第48号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第48号 伊江村地域福祉計画策定委員会設置条例の制定について、採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第48号 伊江村地域福祉計画策定委員会設置条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第49号 伊江村障害者計画策定委員会設置条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第49号 伊江村障害者計画策定委員会設置条例の制定についての提案理由を御説明いたします。

伊江村障害者計画を策定するため、検討委員会を設置したいことから、本条例を制定する必要があるため、条例を提案するものでございます。

なお、この障害者計画策定につきましては、障害者基本法に第11条3項におきまして、市町村は障害者基本計画及び都道府県の障害者基本計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとされております。そこで先に計画策定いたしました、本村の障害者計画策定は終了いたしましたので、それに伴う計画の見直しとなっております。

それでは条例の内容について、御説明をさせていただきます。

第1条は設置です、伊江村における障害福祉に関する計画の委員会の設置をうたっております。

続きまして、第2条は所掌事務、委員会の所掌事務について、規定をしてあります。

第3条は組織、委員会は15人以内で組織をしていきたいと考えております。先ほど議案第48号で申し上げました委員の方々とほぼ、同じような方々になるのかと思っておりますが、15人以内の委員の関係者ということでございます。

それから第4条、委員の任期につきましては、障害者計画に関する調査及び検討が終了するまでと、定めてございます。

第5条は、委員長及び副委員長の設置規定。

第6条は、会議の運営方法の規定。

第7条は、必要に応じて、委員以外の者からの意見聴取についての規定を定めてあります。

次のページですが、第8条は委員の報酬、費用弁償。

第9条は、庶務規定。

第10条は、委任の規定を定めてございます。

なお、附則につきましては、この条例は公布の日から施行していきたいと規程をしてあります。

以上、大まかですが、提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

その前にですが、なおこの計画期間は、今年度中にこの計画につきましては、策定いたしまして、平成30年から35年までの6年間を計画の中身でもって、今計画を策定をしていくということで今、考えております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保議員

先ほどの議案第48号ですか、それと構成員が似ているということでありましたけれども、村内における福祉事業所、その代表の皆さんも、その委員の中に入っているのかどうか。お伺いします。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀里裕治君

この中身は明確には表現はしていませんが、確かに現場の意見ということで、村内の福祉施設の代表者も委員として組み入れていきたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保議員

ぜひですね。村の事業者の皆さんもその委員の中に入れていただきたい。というのは、個人的に村外に出て、ある施設に通っている、入所している障害者の方がいて、よくその方もフェイスブックあたりで、自分の今の心境、画面の中に載せてみたり、元は島にいるものですから、そういった事業者の皆さんも、委員の中に入れてもらえれば、より多く実際に障害を持つ人たち、あるいはそれをお世話をしている代表者の皆さんが詳しいはずですから、ぜひ委員の中に入れていただきたいと要望します。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第49号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第49号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第49号 伊江村障害者計画策定委員会設置条例の制定について、採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第49号 伊江村障害者計画策定委員会設置条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第53号 村民レク広場備品購入の契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第53号 村民レク広場備品購入の契約についての提案理由を申し上げます。

契約金額1,445万400円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額107万400円）、契約の相手方、南城市大里稲嶺1329番地21、ハマダゴルフ機器株式会社、沖縄出張所所長 花城勇樹と契約をしていきたいと考えております。

今回の村民レク広場の備品購入につきましては、作業用管理機械の老朽化に伴う新規購入でございます。5連フェアウェイモア1台、グリーン用目土散布機1台、汎用トラクター1台の購入となっております。御審議方、よろしく願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

乗用5連フェアウェイモアとは、どんなものですか。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城和廣君

5連フェアウェイモアとは、どういう機械かということについて、お答えします。広大なゴルフの芝生を1人乗りの乗用の機械、芝刈り機でございまして、前方に3つの歯車がありまして、後方に2つの歯車であって、トータルで5連の歯車でもって2.5メートルの幅で、時速10キロ程度でガーと刈り入れるような機械でございます。特にすぐれ物でございます。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第53号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第53号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第53号 村民レク広場備品購入の契約について採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第53号 村民レク広場備品購入の契約について、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

(散会時刻16時37分)